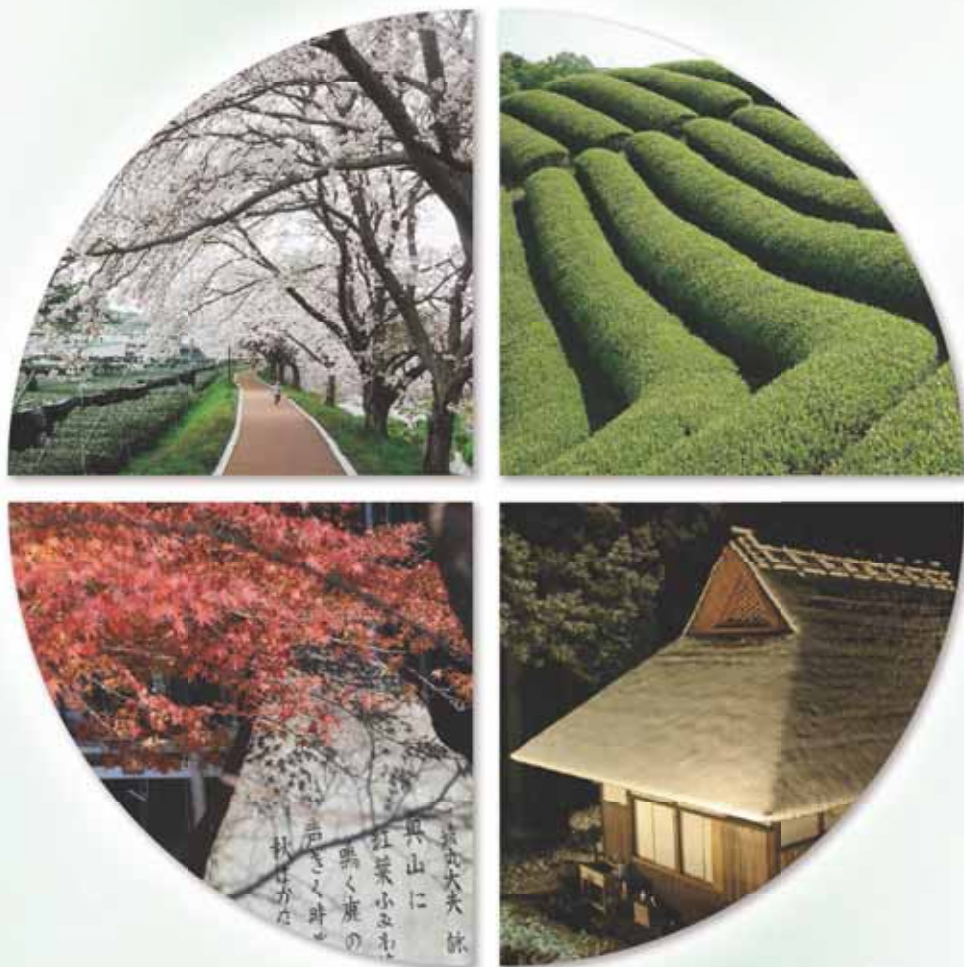


# 宇治田原町

## 第2期 環境保全計画



## はじめに

私たちの故郷である宇治田原町は、美しい山々に囲まれた自然豊かなまちで、森の生命を源とする清らかな水の恩恵を受けたことで、古くからお茶づくりを中心とした緑と潤いのある伝統的な文化を育んできました。

先人が残してくれたこの豊かな自然環境を子や孫の世代に引き継いでいくのは、現在を生きている私たちに与えられた使命です。

しかしながら、近年、私たちは経済や産業の発展により、物質的には豊かな生活を送ることができるようになりましたが、一方では自然環境の中にある安らぎや癒しの大切さを忘れ、心にゆとりのある生活を送ることが難しくなっています。

そして、ここ数年は地球温暖化が原因の一つと言われる台風などによる豪雨被害を毎年のように受け、普段の暮らしにおいても不安を感じるが増えてきています。

このような状況の中、今年度、第1期環境保全計画が満了を迎えることにともない、今後10年間の環境指標や行動指針となる第2期環境保全計画を策定いたしました。

新計画では、環境にやさしい持続可能な地域社会の構築を進めていくためには、『茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち 宇治田原』を本町の望ましい環境像として継承し、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で、もしくは協働による取り組みを実践すべき環境配慮行動として示すとともに、新名神高速道路をはじめ、新たな大型道路事業も計画されていることから、騒音、振動、景観など環境への影響に配慮したまちづくりを進めていきます。

また、本計画では、新たな要素として、地球温暖化対策のための現状分析と将来予測、温室効果ガス削減を目的とした省エネルギー、省資源などの具体的項目について示した『宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）』を盛り込むこととしました。

社会情勢が目まぐるしく変化する中、本町の豊かな環境を私たち自身の手で守り育ててゆき、全ての人々から『好きやねん うじたわら』と言っていただけるよう全力を尽くして参りますので、住民、事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり「環境審議会」の皆様をはじめ、長期にわたり討議を重ねていただきました「環境保全計画策定委員会」の皆様、また貴重なご意見を賜りました多くの方々に心より御礼申し上げます。

平成26年3月

宇治田原町長 西谷信夫



## 目 次

第1章 計画の基本的事項	・・・	1
1. 1 計画策定の背景	・・・	1
(1) 第1期計画の策定及び改訂	・・・	1
(2) 第2期計画の策定に向けて	・・・	1
1. 2 計画の目的	・・・	1
1. 3 計画の位置づけ	・・・	2
1. 4 計画の期間	・・・	3
1. 5 計画の対象	・・・	4
(1) 対象地域	・・・	4
(2) 対象主体	・・・	4
(3) 対象範囲	・・・	4
第2章 宇治田原町の環境を取り巻く状況	・・・	5
2. 1 宇治田原町の概要	・・・	5
(1) 位置・地勢	・・・	5
(2) 人口等の動向	・・・	6
(3) 産業の動向	・・・	7
2. 2 環境の現状と課題	・・・	8
(1) 自然環境	・・・	8
(2) 生活環境	・・・	11
(3) 循環型社会	・・・	14
(4) 地球温暖化防止	・・・	16
(5) 環境学習・教育	・・・	18
2. 3 第1期計画の取組	・・・	19
(1) 自然環境	・・・	20
(2) 生活環境	・・・	20
(3) 循環型社会	・・・	20
(4) 地球温暖化防止	・・・	21
(5) 環境学習・教育	・・・	21



第3章 宇治田原町環境保全計画の基本構成	・・・	22
3.1 宇治田原町環境保全計画の構成	・・・	22
3.2 望ましい環境像	・・・	22
3.3 基本理念と環境分野	・・・	23
(1) 自然との共生・ふれあい【自然環境】	・・・	23
(2) 生活環境の保全【生活環境】	・・・	24
(3) 循環型社会の確立【資源循環】	・・・	24
(4) 地球環境の保全【地球環境】	・・・	24
(5) 協働で進める持続可能な社会【環境学習・教育・協働】	・・・	25
第4章 各環境分野における基本目標と取り組み	・・・	26
宇治田原町第2期環境保全計画 体系図	・・・	27
4.1 基本理念1：人と自然との共生・ふれあい【自然環境】	・・・	28
<1-1> 豊かな緑を守り育てよう	・・・	28
<1-2> 農地を守り育てよう	・・・	30
<1-3> 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう	・・・	32
4.2 基本理念2：生活環境の保全【生活環境】	・・・	34
<2-1> きれいな空気を大切にしよう	・・・	34
<2-2> きれいな水を確保しよう	・・・	36
<2-3> 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう	・・・	38
<2-4> ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう	・・・	40
4.3 基本理念3：循環型社会の確立【資源循環】	・・・	42
<3-1> ごみを減らし、資源化を進めよう	・・・	42
4.4 基本理念4：地球環境の保全【地球環境】	・・・	44
<4-1> エネルギーを大切にしよう	・・・	44
<4-2> 地球にやさしい行動に努めよう	・・・	46
4.5 基本理念5：協働で進める持続可能な社会【環境学習・教育・協働】	・・・	48
<5-1> 環境について学習しよう	・・・	48
<5-2> 協働で環境にやさしいまちをつくろう	・・・	50



第5章 地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	・・・	51
5.1 地球温暖化問題	・・・	51
(1) 地球温暖化とは	・・・	51
(2) 地球温暖化の現状	・・・	52
(3) 地球温暖化による影響	・・・	53
5.2 計画策定の目的と位置づけ	・・・	53
5.3 計画の期間	・・・	54
5.4 計画の対象範囲、分野	・・・	54
5.5 温室効果ガスの排出状況	・・・	55
5.6 宇治田原町における温室効果ガス(二酸化炭素)の将来予測	・・・	56
5.7 温室効果ガスの削減に向けた取組	・・・	57
第6章 数値目標の設定	・・・	60
数値目標	・・・	60
第7章 計画の推進		
7.1 推進体制	・・・	62
7.2 計画の進行管理	・・・	63
<b>■ 資料編</b>		
資料1 計画の策定経緯	・・・	65
資料2 委員名簿	・・・	66
資料3 温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量の算定方法	・・・	66
資料4 関連するデータ等	・・・	67
資料5 用語解説	・・・	76

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 1 計画策定の背景

### (1) 第1期計画の策定及び改訂

宇治田原町では、平成16年3月に「宇治田原町環境保全計画」を策定しました。その後、計画期間の中間年度となる平成21年度には、施策の進捗状況などを踏まえて見直しを行い、改訂版を策定しました。

第1期計画及び改訂版では、望ましい環境像として「茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち 宇治田原」を設定し、望ましい環境像を達成するため、5つの基本理念を掲げそれぞれのテーマとなる環境分野ごとに様々な環境施策に取り組んできました。

### (2) 第2期計画の策定に向けて

第1期計画の策定以降、地球温暖化対策や循環型社会の実現、生物多様性の確保、環境教育の推進などに向けた法令整備や計画策定が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

宇治田原町では、このような社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本町の良好な環境を次世代に引き継いでいくため、第1期計画の計画期間が終了する平成25年度末に、新たな「宇治田原町第2期環境保全計画」を策定することとなりました。

第2期計画となる本計画では、第1期計画で培われてきた本町の環境の取り組みをさらに発展・継承させ、まちづくり総合計画を環境面から実現するための新たな計画として策定するものです。

## 1. 2 計画の目的

本計画は、第1期計画と同様に、住民・事業者・行政が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や理念、目標、施策の方向を示すとともに、それぞれが環境保全に向けた行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的とします。

さらに、本計画では地球温暖化対策、省エネルギー、新エネルギー施策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を含め、両計画を一体として効率的な運用を図ることとしました。

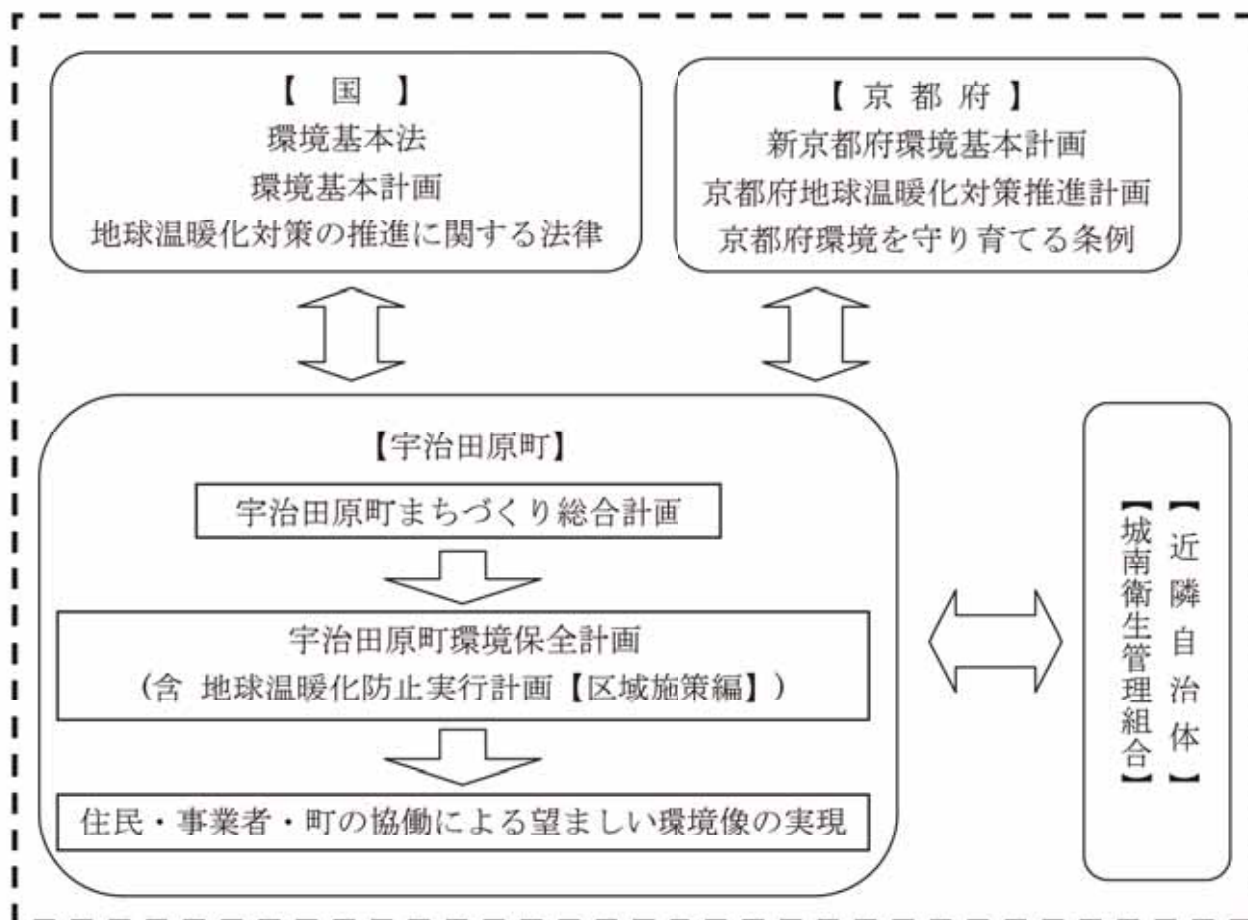
※「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」については、第5章で掲載しています。

### 1. 3 計画の位置づけ

本計画は、宇治田原町第4次まちづくり総合計画を環境面で実現するための行動計画としての性格も有し、次期まちづくり総合計画の環境施策へ継承されていくべきものです。

なお、本計画は国や京都府、城南衛生管理組合や近隣自治体などと連携をとりながら、それぞれの適正な役割分担のもとで取り組みを進めていくことにより、新たな環境政策の総合的かつ計画的な展開を図っていきます。

【表 1-1 計画の位置づけ】



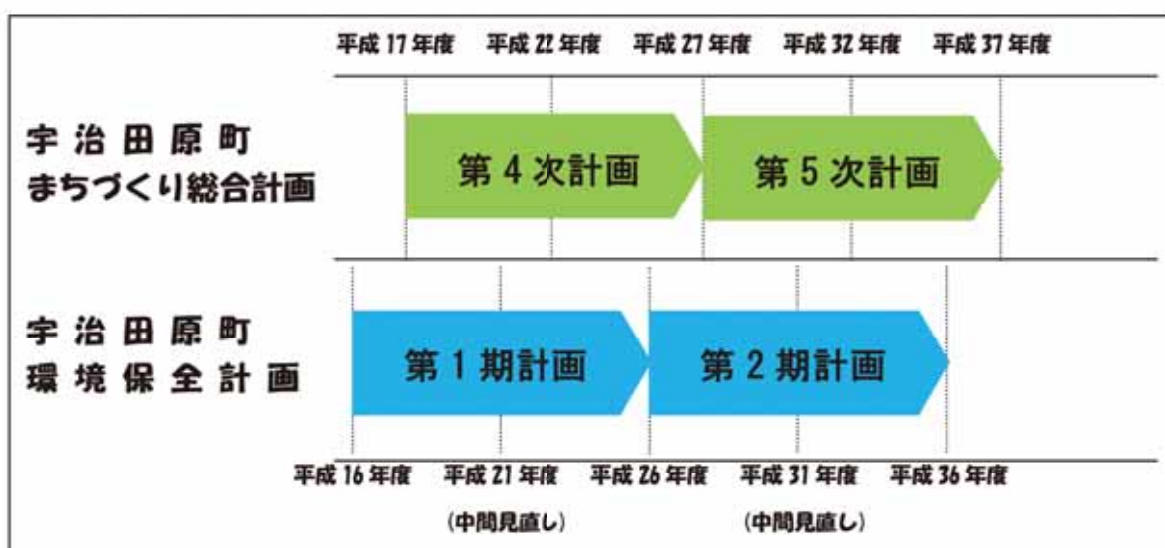


## 1. 4 計画の期間

平成 26(2014)年度を初年度とし、平成 35(2023)年度を目標年度とします。計画の期間は 10 年間とし、計画の進捗状況や環境に対する社会情勢等の変化に対応するため、中間年にあたる概ね 5 年後に見直しを行うこととします。

※「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」については、第 5 章で掲載しています。

【表 1-2 計画の期間】



### ● 宇治田原町第 4 次まちづくり総合計画



### ● 宇治田原町環境保全計画(改訂版)



## 1. 5 計画の対象

### (1) 対象地域

宇治田原町全域を対象地域とします。ただし、水質や大気質、廃棄物等については、必要に応じて近隣自治体等と連携し、広域的に対応します。

### (2) 対象主体

対象とする主体は「住民」「事業者」「行政（宇治田原町）」であり、これらの各主体の参画と協働により計画を推進することとします。



### (3) 対象範囲

計画の対象とする環境分野を自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境学習・教育・協働に分け、さらにその各分野に含まれる環境の範囲を以下のとおりとします。

【表 1-3 計画の対象範囲】

<b>【自然環境】</b> 森林 緑化 農地 地産地消 生物多様性 自然とのふれあい	<b>【生活環境】</b> 大気 水質 騒音 振動 迷惑行為 環境美化 不法投棄	<b>【資源循環】</b> 廃棄物 ごみ減量 リユース リサイクル ごみ分別	<b>【地球環境】</b> 地球温暖化 省エネルギー 再生可能エネルギー 温室効果ガス
<b>【環境学習・教育・協働】</b> 環境学習 環境教育 環境保全活動 環境情報			

## 第2章 宇治田原町の環境を取り巻く状況

### 2. 1 宇治田原町の概要

#### (1) 位置・地勢

宇治田原町は京都府の東南部、東経 135 度 51 分、北緯 34 度 51 分に位置し、海拔は 118 メートル（数値は町役場）である。北東部は滋賀県大津市、東部は同県甲賀市、南部は相楽郡和束町、西部は綴喜郡井手町と城陽市、北西部は宇治市と接しています。町域は東西約 11km、南北約 9km の広がりを持ち、面積は 58.26km<sup>2</sup> です。

気候は、瀬戸内気候地域に属しますが、本町は内陸部にあるため夏は暑く、冬は降雪は少ないもののやや寒い傾向にあります。

【表 2-1 宇治田原町の位置図】

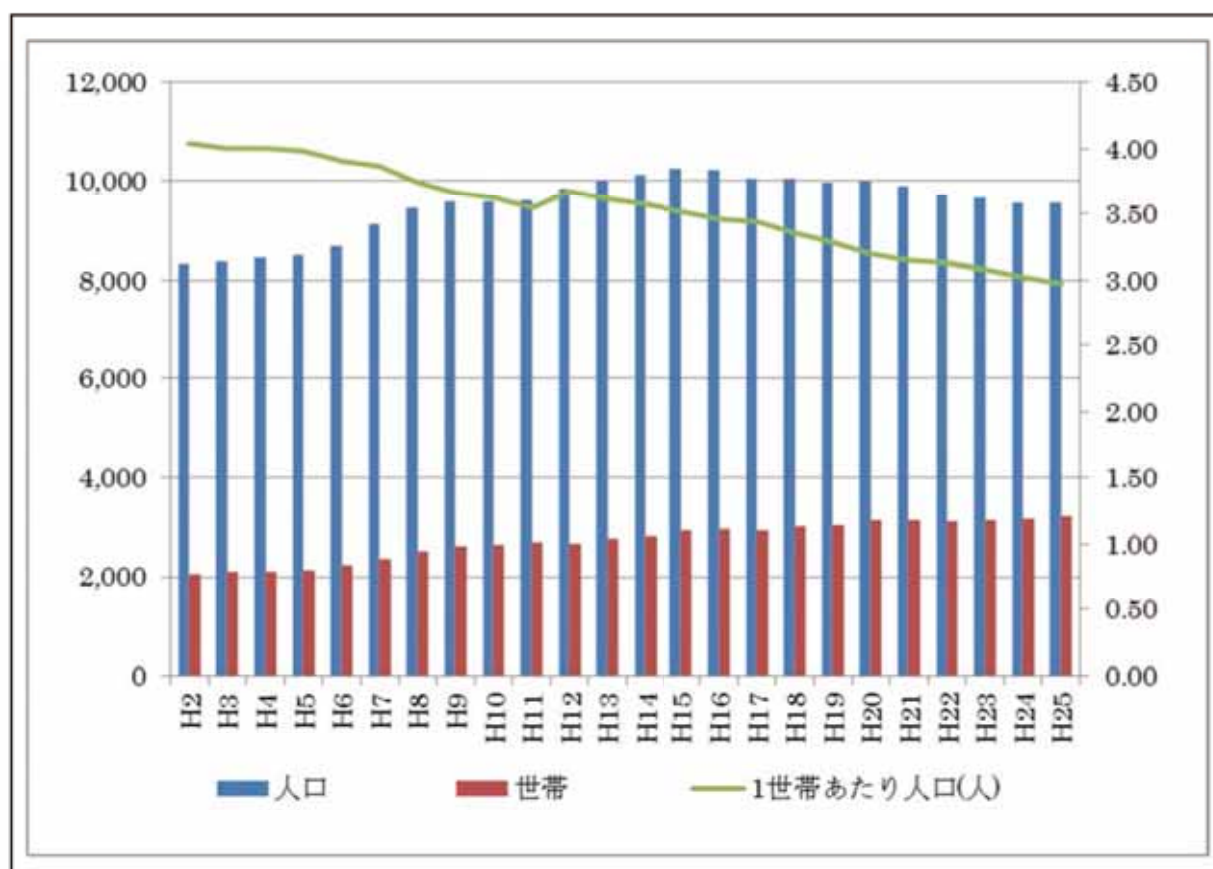




## (2) 人口等の動向

人口・世帯数は、平成 25 年 10 月 1 日現在で、9,568 人／3,213 世帯(推計人口)です。昭和 45 年以降人口・世帯数ともに増加してきましたが、人口については平成 15 年以降、横ばい状態からやや減少傾向にあります。一方、世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、平成 25 年 10 月 1 日現在で約 2.98 人と小規模化が進んでいます。

【表 2-2 人口・世帯数と 1 世帯あたり人口の推移】

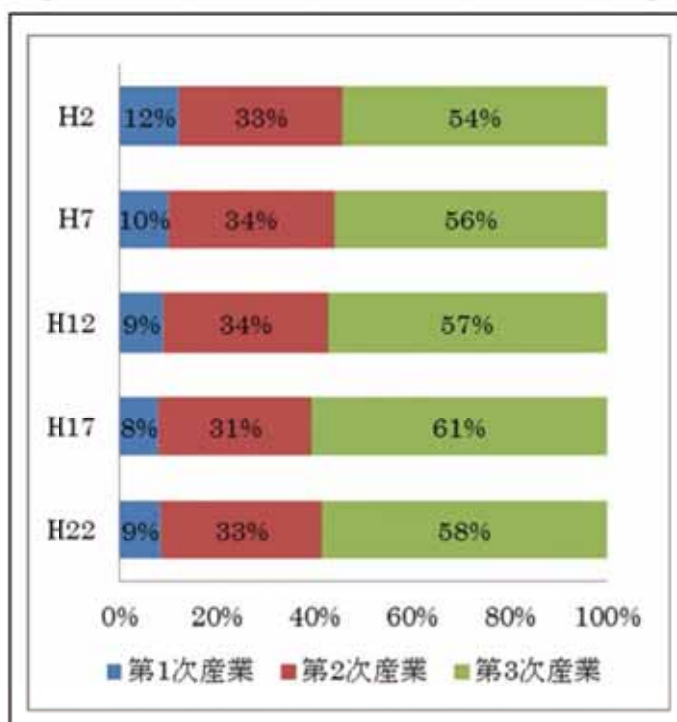


※人口・世帯数等の数値については巻末資料 4-1 を参照ください。

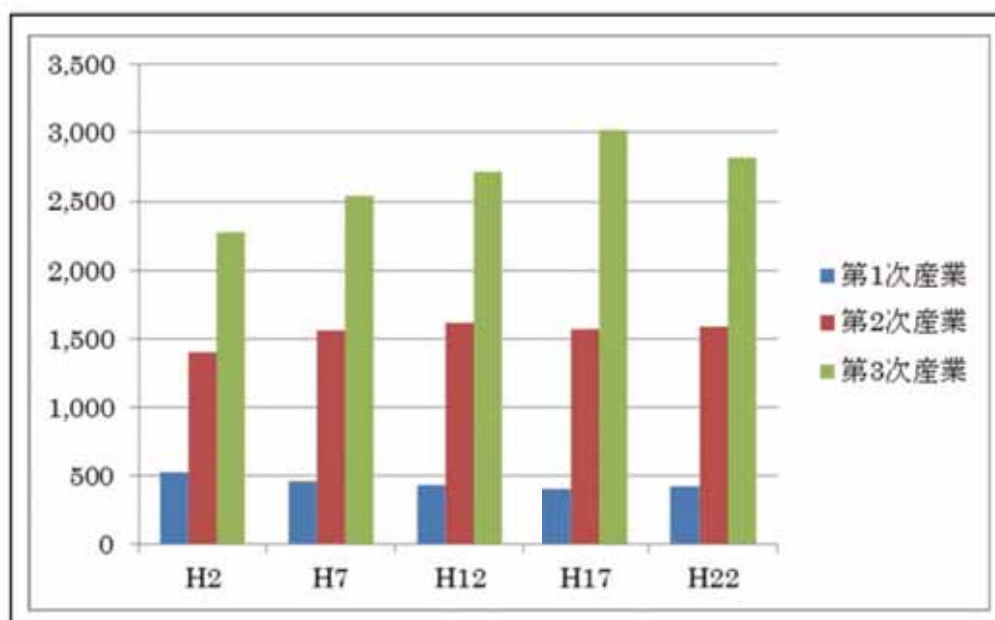
### (3) 産業の動向

本町内での平成 22 年度における就業者人口については、第 3 次産業（小売業、卸売業、サービス業等）が 2,821 人(58%)と最も多く、ついで、第 2 次産業（建設業、製造業等）が 1,589 人(33%)、第 1 次産業（農業、林業）が 414 人(9%)となっています。平成 2 年と平成 22 年の産業別の就業者数を比較すると、第 1 次産業では微減、第 2 次産業では微増している中、第 3 次産業においては 542 人程増加しています。

【表 2-3 産業別の就業者割合(平成 22 年度)】



【表 2-4 産業別就業者数の推移】



※産業別就業者割合、産業別就業者数については巻末資料 4-2 を参照ください。

## 2. 2 環境の現状と課題

### (1) 自然環境

#### ① 動植物

宇治田原町には手つかずの自然や農地、茶園及びその付近の里山等の二次的自然環境も含めて、豊かな自然環境が残っており、ヤマセミやオシドリ、カワガラス、カリガネ草といった希少野生生物も数多く確認されています。

しかし、近年では、アライグマやヌートリア、ブラックバスなどの特定外来生物が数多く確認されています。特定外来生物が定着すると、既存の生態系や地域の農林水産業に大きな影響を与えることが懸念されています。

また、人々が自然とふれあえる施設として、やすらぎの道や末山・くつわ池自然公園等が整備され、梅や桜など季節に応じた花が咲き、花見や散策など様々なかたちで利用されています。これらの豊かな自然とふれあえる空間を引き続き、維持していくことが重要です。

#### 【宇治田原町の自然環境】

##### ◆ やすらぎの道（桜並木）



##### ◆ 町内に広がる茶園



##### ◆ 休耕田での花づくり



##### ◆ 里山の紅葉



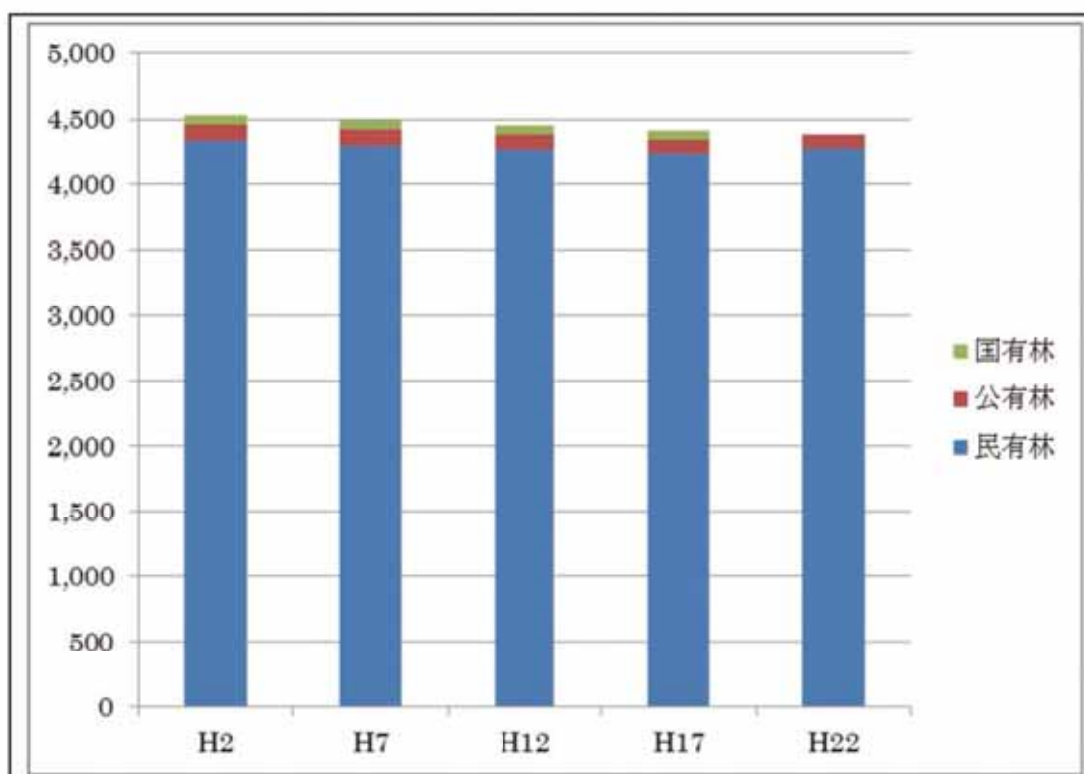


## ② 森林

宇治田原町内の森林面積は、平成 22 年度末で 4,385ha となっており、町面積の約 75%を占めています。また、スギやヒノキなどの人工林が森林面積の約 57%を占めています。森林は、水源の涵養・土砂の流出をはじめとする自然災害の防止、二酸化炭素の吸収、健康レクリエーションの場の提供など多面的な機能を有しています。近年の豪雨や台風をはじめとする異常気象により、自然災害が多発する中、森林の持つ多面的な機能が着目されています。

そうした中、森林を取り巻く状況は、木材価格の低迷による林業経営の悪化、森林経営者の高齢化や担い手不足などから、森林が放置され、適正な管理が行き届かない状況が多く見受けられます。これらの森林を放置しておく、私たちの安心・安全な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。国内でもこれらの森林の状況をかんがみ、森林環境税の創設やモデルフォレスト運動などを通じて、森林の整備などが進められています。森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためにも、森林の持つ重要性を認識し、森林機能の適正な維持を図っていくことが必要です。

【表 2-5 森林面積の推移】（単位：ha）



※森林面積については巻末資料 4-7 を参照ください。

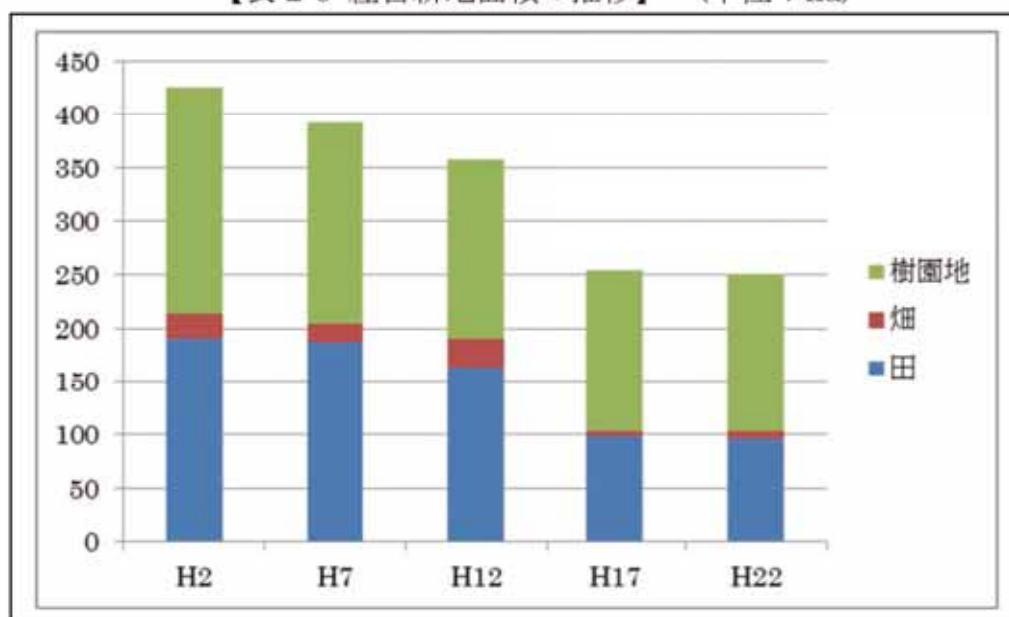
### ③ 農地

経営耕地面積は、平成 22 年では平成 7 年と比較すると 34%減少し 259ha になっています。要因としては農地以外の土地利用もありますが、経営されなくなり放置された農地が増加していることも大きな要因と考えられます。

また、農家戸数も農業従事者の高齢化や後継者不足の影響により減少しています。農地は多様な生物の生息環境を有し、ヒートアイランド現象の緩和、水環境の保全機能をもたらすなど、優良な農地をいかに保全していくかが課題となっています。

農地は、私たちに食料を供給するだけでなく、田園風景など町の景観を考える上でも大きな役割を占めています。この他、農業を通じ土とふれあうことは農業の振興に役立ち、環境学習の観点からも大きな役割を果たすことが期待できます。

【表 2-6 経営耕地面積の推移】（単位：ha）



※経営耕地面積については巻末資料 4-8 を参照ください。

#### コラム1 「宇治田原町の特産品 古老柿」

冬の味覚、年の瀬の贈答品として重宝される古老柿は町内で生産される干し柿で、禅定寺の十一面観音が少女に姿を変えて製法を教えたという伝説があります。

古老柿は、農閑期の11月から12月にかけて、皮をむいた「鶴の子」という渋柿を「柿屋」と呼ばれる棚に並べて乾燥させる独特の方法で作られ、12月中旬から翌1月にかけて販売されます。



## (2) 生活環境

### ① 大気質

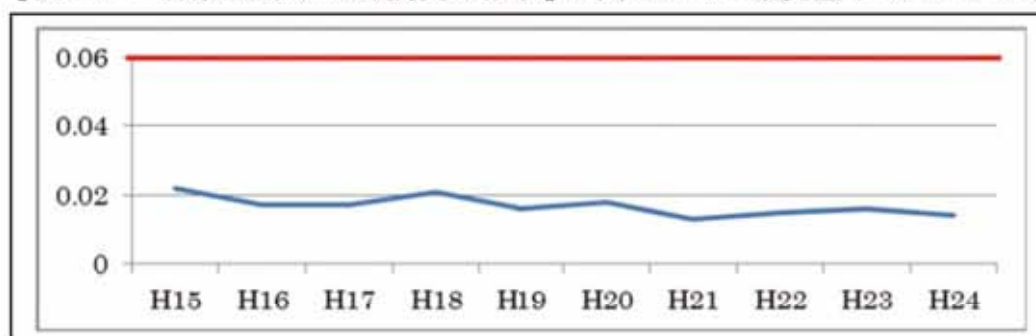
大気汚染の原因としては、工場や自動車からの排出ガスなどがあげられます。工場や自動車からの排出ガスは、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、その負荷量が削減されてきています。

宇治田原町では町内 1 箇所（宇治田原工業団地管理組合駐車場）で、大気質の調査を実施しています。大気汚染の目安となる二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)の濃度は、環境基準を下回る数値を示しています。

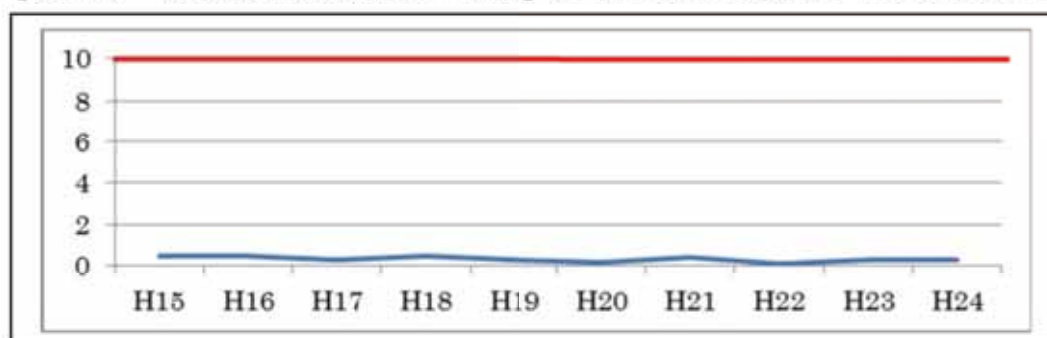
宇治田原町内では新名神高速道路をはじめ新たな道路の建設も計画されており、自動車からの大気汚染が環境に影響を及ぼさないように、引き続き大気質の監視を行い、現状の数値を維持していくことが望まれます。

近年、中国大陸において高濃度のPM<sub>2.5</sub>が観測され、大気汚染への影響が懸念されております。このように、大気汚染問題は、町単独で解決することはできない広域的な課題も含んでおり、今後も京都府や近隣自治体と協力しながら、改善に向けた各種の取り組みを推進していく必要があります。

【表 2-7 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)濃度の推移】(単位:PPM 環境基準:0.06PPM 以下)

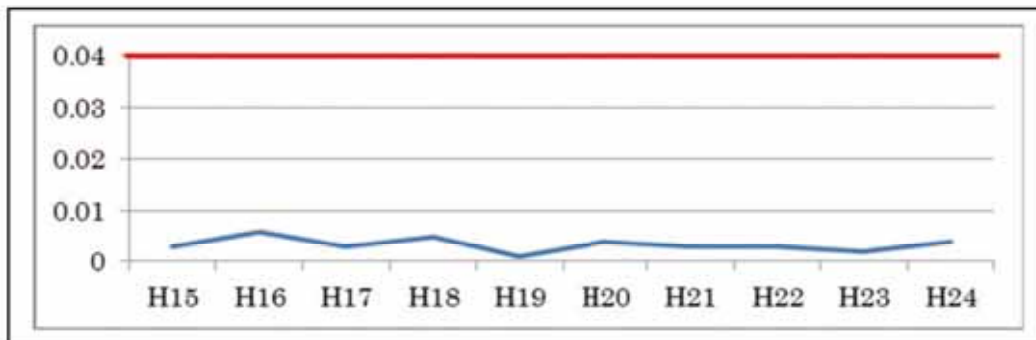


【表 2-8 一酸化炭素(CO)濃度の推移】(単位:PPM 環境基準:10PPM 以下)



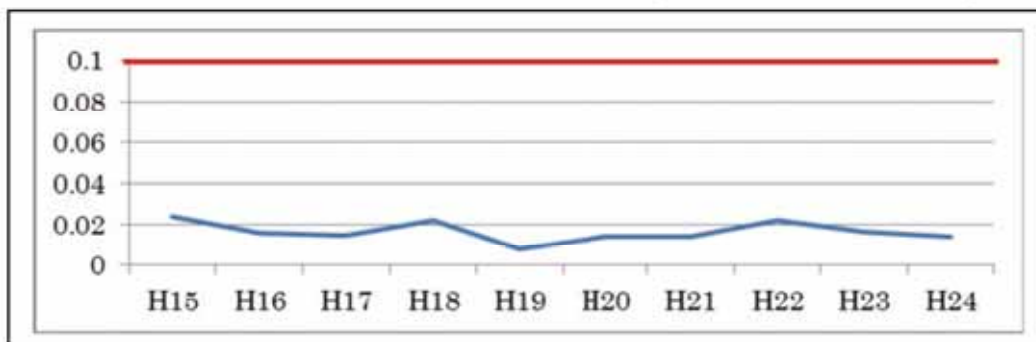


【表 2-9 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)濃度の推移】 (単位:PPM 環境基準:0.04PPM 以下)



【表 2-10 浮遊粒子状物質(SPM)濃度の推移】

(単位:mg/m<sup>3</sup> 環境基準:0.10 mg/m<sup>3</sup>以下)



※大気質の推移については巻末資料 4・13を参照ください。



## ② 河川水質

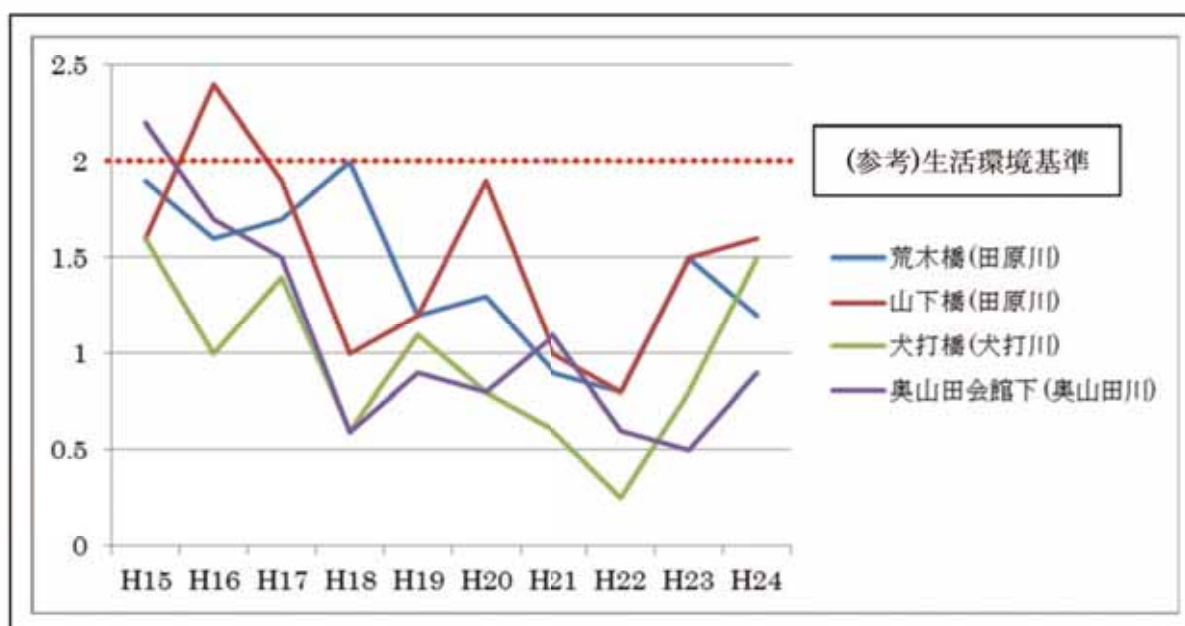
河川水質汚染の原因としては、工場排水や生活排水などがあげられます。工場や家庭からの排水については、下水道や合併処理浄化槽の整備を進めることにより、その負荷量が削減されてきています。

宇治田原町では町内 18 箇所で、河川水質の調査を実施しています。河川の水質についての代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)でみると、年度により増減がみられるものの、概ね良好な数値を示しています。

きれいな水環境を確保するためにも、使った水をきれいにして川に返すことが大切です。今後も引き続き、下水道と合併処理浄化槽を効果的に整備するとともに、河川水質の監視・調査の継続実施を行い、良好な河川水質を維持していくことが望まれます。

【表 2-11 河川の生物化学的酸素要求量(BOD)の推移】

(単位:mg/l (参考)生活環境基準:2.0 mg/l以下)



※河川水質の推移については巻末資料 4-14 を参照ください。

※本町内の河川については、国の生活環境の保全に関する環境基準に指定されている河川はないが、宇治川が指定されている基準を参考に比較しています。

### ③ 騒音・振動・悪臭

騒音・振動は、大気汚染や水質汚濁と比べて被害の範囲は局所的であり、被害の感じ方も個人差が大きいことが特徴です。騒音については、従来 of 事業所・工場や建設作業によるものだけでなく、ライフスタイルの変化により、店舗や近隣からの生活騒音など、発生要因が多様化してきています。

悪臭問題については、野焼きや事業場からの悪臭に関するものが多く、指導をするなどの対応をしています。悪臭は、個々人の臭いに対する感覚に左右されることや気象条件に影響を受けやすいことなどが特徴であり、その一方で生活環境の快適さに大きく影響するため、取り扱いが難しい問題です。

近隣同士のトラブルを防ぐためにも、住民や事業者のモラルの向上を図っていくことが必要です。

### ④ ごみの不法投棄

ごみの不法投棄は、近隣の迷惑になるほか、土壌汚染や水質汚濁にも悪影響を及ぼします。このため、不法投棄は法律によって固く禁止されており、違反した場合には懲役や罰金等の重い罰則が科せられます。

宇治田原町内でも、ごみの不法投棄が依然として後を絶たず、その手口は悪質・巧妙化しています。不法投棄の防止に向けて、町内パトロールの実施や不法投棄の多い箇所に看板を設置するなど、様々な取り組みをおこなっています。

空き地や河川敷、道路沿道などへの不法投棄に対する苦情や意見が多いため、これらの問題の解決に向けて、今後も各種の取り組みを推進し、ごみの適正な排出・処理を推進していく必要があります。

## (3) 循環型社会

「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

宇治田原町におけるごみの処理については、各家庭のごみの収集運搬は町が行い、焼却・埋立等の処分については近隣の宇治市・八幡市・城陽市・久御山町・井手町及び本町の3市3町で構成する城南衛生管理組合で広域処理しています。

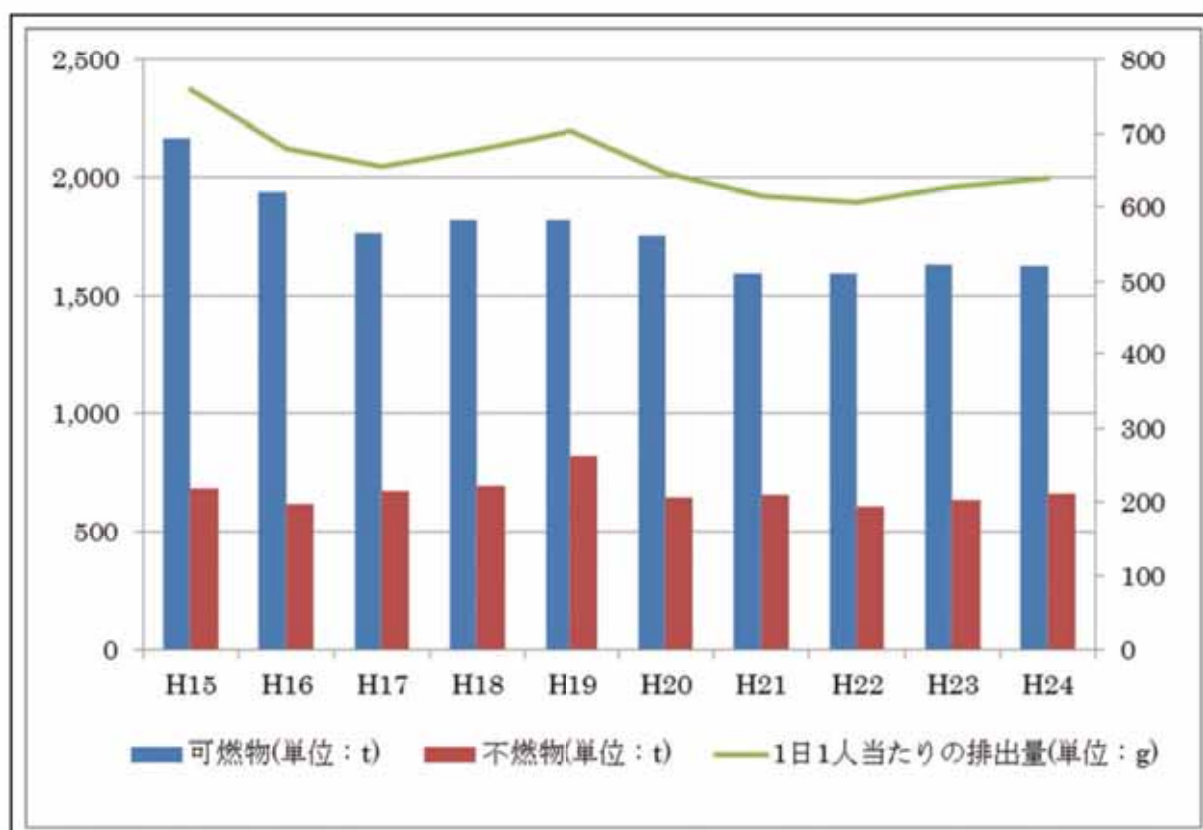


宇治田原町では平成 21 年 1 月から、ごみ減量、分別の徹底、再資源化を図るため、家庭ごみの透明袋化を実施しました。透明袋化前の平成 19 年度のごみ排出量と比べると、平成 21 年度では 14.5%減少しました。その後、透明袋化における減量効果は定着してきており、年間のごみ総量については、横ばいの状態にあります。

ごみの資源化については、平成 17 年 1 月から町内全地域で再生可能な紙ごみ（新聞・雑誌類・段ボール）のリサイクルが実施され、平成 22 年度からは全地域で古布のリサイクルが進められています。そのほか、平成 22 年度からは全地域の公民館等に、使用済みの天ぷら油やペットボトルのキャップの回収拠点を設け、ごみの資源化の取り組みを進めています。

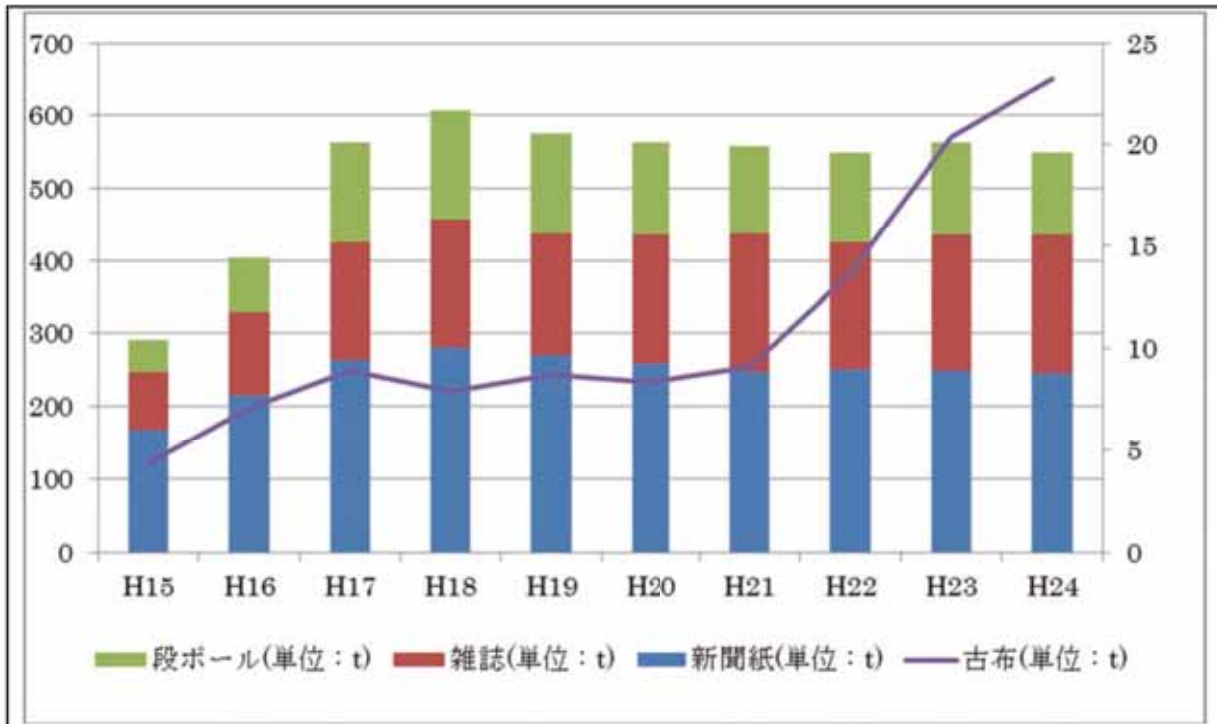
ごみの減量・再資源化については、現状にとどまらず更なる取組の推進が求められており、今後もプラスチック製容器包装物の資源化や小型家電リサイクルの取組など、住民・事業者・行政が一体となり推進していくことが重要です。

【表 2-12 ごみ排出量の推移】



※ごみ排出量については巻末資料 4-10 を参照ください。

【表 2-13 古紙・古布集団回収量の推移】



※古紙・古布集団回収量については巻末資料 4-11 を参照ください。

#### (4) 地球温暖化防止

##### ① 地球温暖化

社会経済活動の増大にともない、自然環境へ過度な負荷を与えるようになった今日、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物種の急速な減少など、さまざまな環境問題が地球規模で生じています。地球温暖化は、まさに「生物の生存基盤に関わる重要な問題」であり、人類共通の緊急な課題です。

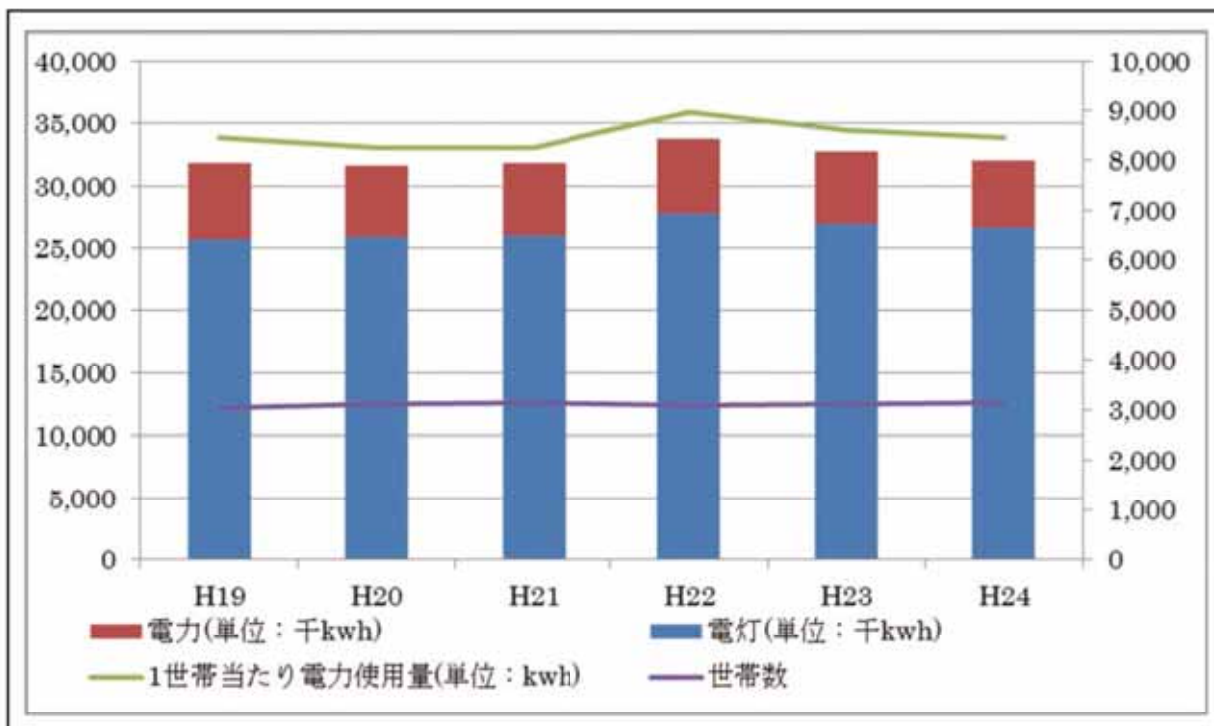
宇治田原町でも、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）や環境マネジメントシステムの実施を通じて、温室効果ガスの削減などの取組を進めています。今後も社会経済活動、生活様式などを見直し、環境への負荷の少ないまちづくりを進めて行くことが重要です。

## ② エネルギー

平成 24 年度の宇治田原町内での特定規模需要を除く電灯・電力の使用量は 31,954 千 k w h となり、電力使用量は平成 22 年度をピークに減少してきています。電力使用量の増減については多様な要因により変化していきませんが、主な増減の要因としては世帯数や立地企業数などの要因によるものと考えられます。

電気だけでなくガソリン・灯油・ガスなどのエネルギー消費による地球環境に及ぼす影響を少しでも低減させるため、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の取組を進めていくことが重要になっています。

【表 2-14 電力量の推移】



※電力量については巻末資料 4-12 を参照ください。

※電灯は主に家庭用。電力は主に工場用。

### コラム2 「家庭でいちばん電気を消費するものは？」

電力をたくさん消費する家電製品を知ることにより、効率の良い省エネルギー対策につながります。家庭で使用される電力の約 4 割が冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコンの 4 つに使われています。これらの家電製品で省エネ効果を高めることがポイントになります。

買い替える時には、省エネ効率の高い機器を選ぶこと、そして、冷蔵庫の適正温度を保ち、冷蔵庫の開け閉めの回数を減らすなど、少しずつ無駄を省くことで、毎月の電気代も変わっていきます。



## (5) 環境学習・教育

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。これらの環境問題を解決するためには、学習会をはじめ、よりよい環境を創造する活動、自然とのふれあい活動などに自主的かつ積極的に参加することにより、住民や事業者の一人ひとりが環境保全について関心と理解を深めることが大切です。宇治田原町の環境の現状や環境問題について正しい知識を持ち、環境に配慮した生活様式の転換に向けて取り組んでいくことが望まれます。

大人だけに限らず、町の次代を担うこどもたちにも、環境についてよく学んでもらうことが望まれます。そのためには、環境学習・環境教育をより一層推進していく必要があります。

また、「エコパートナーシップうじたわら」をはじめとした各種団体等との相互ネットワークの形成と発展により、環境の保全につながる取組を継続、発展させ、パートナーシップの強化・拡大を図り、協働による環境のまちづくりを進めていく必要があります。

### コラム3 「エコパートナーシップうじたわら」とは

エコパートナーシップうじたわらは、住民・事業者・行政が、参加・協働（パートナーシップ）により、環境にやさしい行動指針となる「宇治田原町環境保全計画(平成16年3月策定)」を推進するための組織として、平成16年11月29日に設立しました。

『環境について、みんなで考え、できることから始めよう』を合言葉に、広報部会、自然・生活環境部会、循環型社会・地球温暖化防止部会の3つの部会で活発な活動をおこなっております。

また、エコパートナーシップうじたわらは、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められている、地球温暖化対策地域協議会にも位置づけられています。日常生活に関する地球温暖化対策について協議・実践する組織としても活動を行っています。

#### 主な活動内容

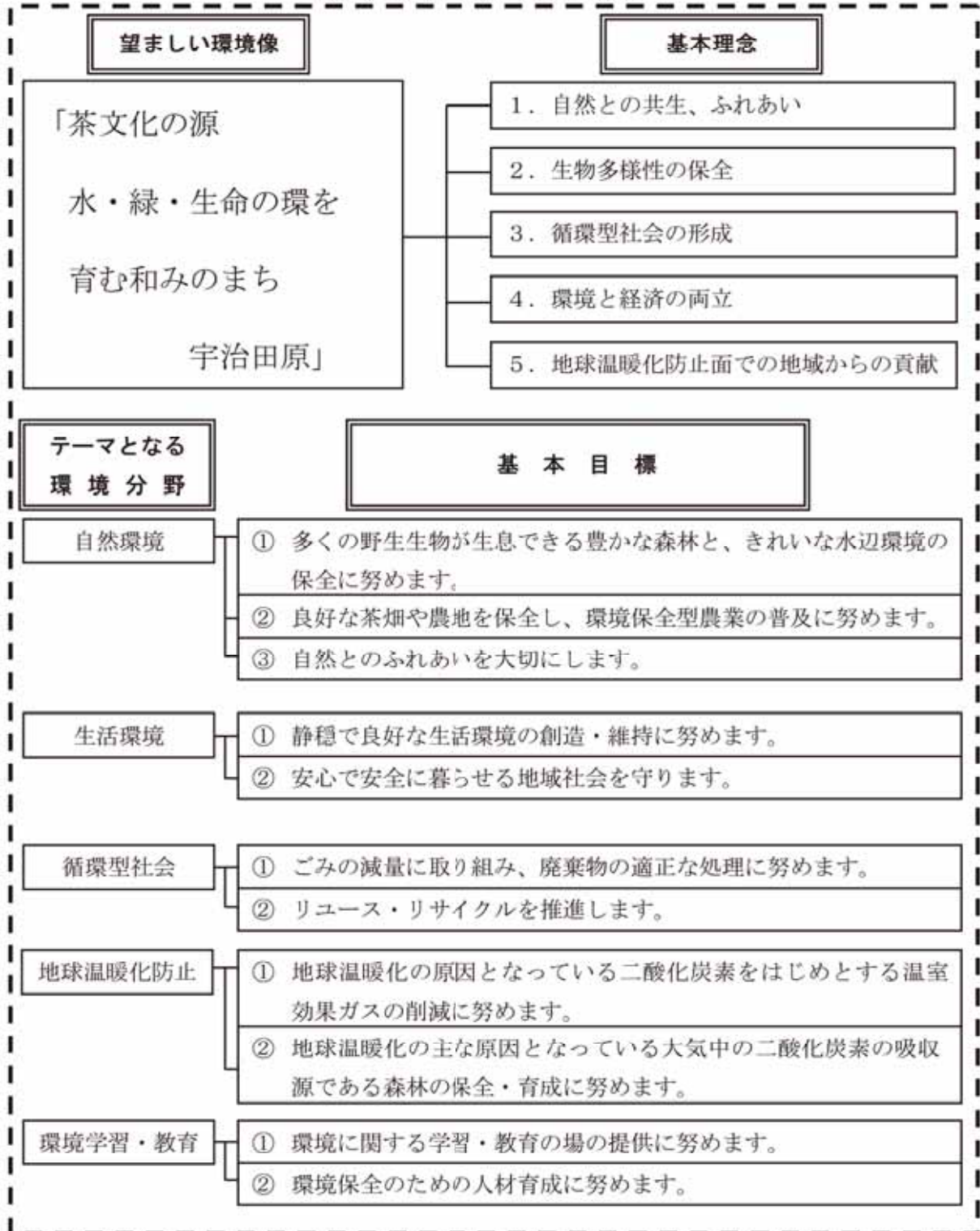
- ◇ 自然環境ハイキング、野鳥観察会
- ◇ ホタル学習会、どんぐりの森づくり
- ◇ エコキャップ、廃食油の回収運動
- ◇ エコクッキング
- ◇ 会報誌発行、環境出前講座



## 2. 3 第1期計画の取組

ここでは第1期計画（前計画）の期間におこなった主要な取組について整理をおこないます。

【表 2-15 第1期計画の体系】



## (1) 自然環境

①多くの野生生物が生息できる豊かな森林と、きれいな水辺環境の保全に努めます。

- ・公共下水道の整備及び合併浄化槽の設置推進を行いました。
- ・町内主要河川の定期的な水質調査を行いました。
- ・モデルフォレスト、どんぐりの森づくり、林業のつどいなどの森林とふれあうイベントを行いました。
- ・森林施業や森林施業路の整備に支援するなど森林保全の推進を行いました。

②良好な茶畑や農地を保全し、環境保全型農業の普及に努めます。

- ・農地バンク制度を創設し、農地の貸し借り制度の充実を行いました。
- ・地元産農作物の学校給食利用や生産者からの食材に係る学習会を通じて、食育の推進を行いました。
- ・茶摘み体験イベントやふるさとまつりを通じて、地元産農作物の普及を行いました。

③自然とのふれあいを大切にします。

- ・野生生物の生息調査を行い、宇治田原町野生生物レッドデータブックを作成しました。
- ・田原川の生き物調査やホタル学習会を通じて、自然とのふれあいイベントを行いました。

## (2) 生活環境

①静穏で良好な生活環境の創造・維持に努めます。

- ・宇治田原町まちをきれいにする条例を施行し、ごみのポイ捨てやペットの糞放置の禁止の啓発を行いました。
- ・野焼きなどの迷惑行為者への指導を通じて、良好な生活環境の維持を図りました。
- ・大気質の定期的な測定を行いました。

②安心して安全に暮らせる地域社会を守ります。

- ・事業者と環境保全協定の締結や、不適正な事業活動への指導など公害防止の推進を行いました。
- ・不法投棄多発箇所への監視カメラや防止看板を設置し、関係機関とともに不法投棄パトロールを行いました。

## (3) 循環型社会

①ごみの減量に取り組み、廃棄物の適正な処理に努めます。

- ・生ごみ処理機補助制度による支援や生ごみの水切りの啓発を行いました。
- ・紙ごみリサイクルの推進などによりごみの減量を行いました。
- ・家庭ごみの透明袋化を実施し、分別の徹底の啓発を行いました。



②リユース・リサイクルを推進します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙や古布の集団回収を支援し、紙ごみリサイクルの推進を行いました。</li> <li>・廃食油やエコキャップの拠点回収など、リサイクルの推進を行いました。</li> <li>・ミスコピーの裏面使用など、リユースの推進を行いました。</li> </ul>

#### (4) 地球温暖化防止

①地球温暖化の原因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を策定し、電気・ガソリン・ガス・ごみ等の削減を行いました。</li> <li>・公共施設への太陽光発電システムの導入や家庭用太陽光発電設置費補助制度を創設し、再生可能エネルギーの導入の推進を行いました。</li> <li>・ノーマイカーデーやエコドライブの推進を行いました。</li> <li>・低公害車や低燃費車の導入やグリーン購入を推進しました。</li> </ul>
②地球温暖化の主な原因となっている大気中の二酸化炭素の吸収源である森林の保全・育成に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデルフォレスト、どんぐりの森づくり、林業のつどいなどの森林とふれあうイベントを行いました。</li> <li>・森林施業や森林施業路の整備に支援するなど森林保全の推進を行いました。</li> <li>・公共施設への地元産材の利用や薪ストーブ補助制度の創設を行いました。</li> </ul>

#### (5) 環境学習・教育

①環境に関する学習・教育の場の提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町環境保全計画の推進母体として、「エコパートナーシップうじたわら」を設立し、各種環境保全の取り組みを行いました。</li> <li>・「エコパートナーシップうじたわら」と連携し、環境イベント(エコハイキング・エコクッキングなど)や環境学習の場(ホテル学習会・どんぐりの森づくりなど)を開催しました。</li> <li>・クリーンキャンペーンや花いっぱい運動など地域住民とともに環境美化活動を推進しました。</li> </ul>
②環境保全のための人材育成に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの普及啓発を行い、行政でも KES を取得しました。</li> <li>・「まちをきれいにする推進員」や「エコ推進員」を設置し、地域における環境活動リーダーの育成を行いました。</li> </ul>

## 第3章 宇治田原町環境保全計画の基本構成

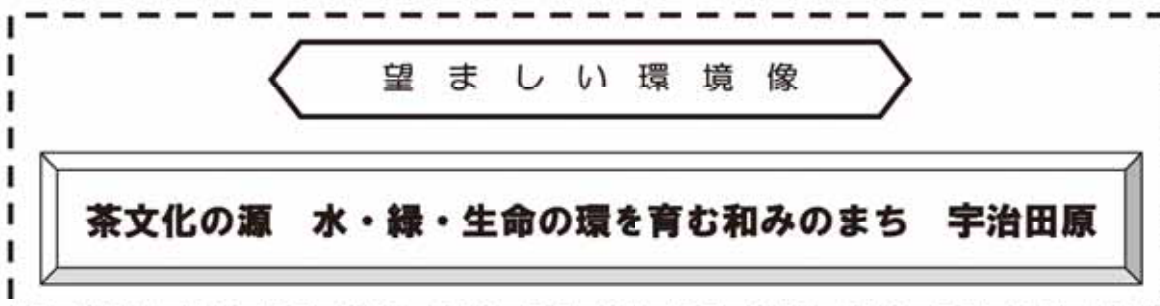
### 3. 1 宇治田原町環境保全計画の構成

宇治田原町環境保全計画は、宇治田原町の「望ましい環境像」を実現するために必要な項目を設定する構成をとりました。「望ましい環境像」とは、住民・事業者・行政が一体となって環境の保全に取り組んでいくための共通認識となるものです。

「望ましい環境像」の実現のため、以下「基本理念」「テーマとなる環境分野」「基本目標」「目標達成のため必要な取り組み」という項目で計画を構成しています。

### 3. 2 望ましい環境像

「望ましい環境像」の設定にあたり、第1期計画策定時と今回の見直しにおいて、社会状況の変化による違いは多少あるものの、目指すべき方向性は概ね同じであります。また、第2期計画では、今まで住民・事業者・行政がともに築き上げてきた取り組みをより発展させ、良好な環境を次世代に継承していこうと決意を新たにすため、第1期計画の「望ましい環境像」を継承します。

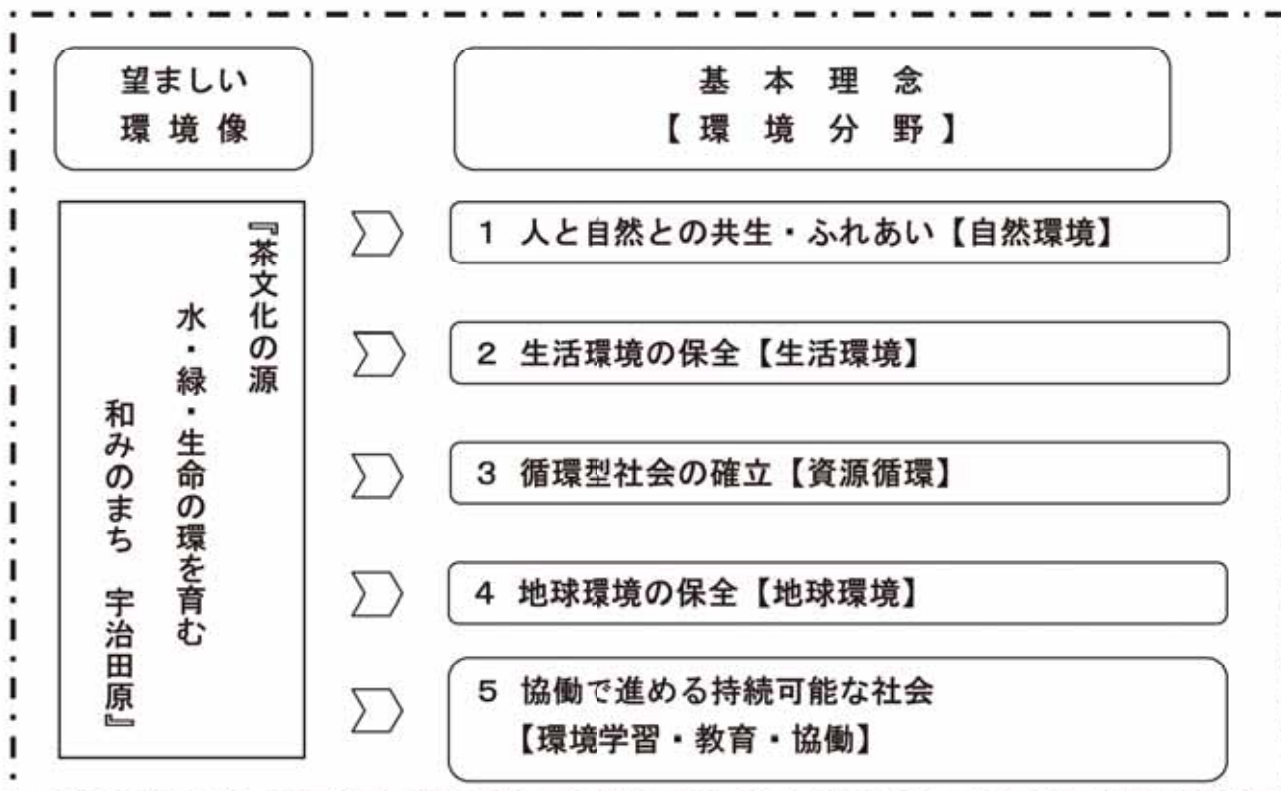


宇治田原町環境保全計画では、第4次まちづくり総合計画における町の将来像「心をつなぎ ともに創る 茶文化のまち」及び第4次まちづくり総合計画の基本イメージである「茶文化が息づく和みのまち」に本町の環境特性といえる「豊かな緑と水と生命（人間・野生生物）が共生し調和する社会」を融合させた「茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち 宇治田原」を望ましい環境像と定めます。

これは、宇治田原町の茶文化が地域の豊かな緑と水と生命の共生と調和から生まれ育ち、将来に向かって循環しながら発展し続けていくことをイメージしたものです。

### 3. 3 基本理念と環境分野

第1章で設定したそれぞれの環境分野における、「望ましい環境像」を達成するための基本理念を次のとおり設定します。



#### (1) 人と自然との共生・ふれあい【自然環境】

宇治田原町の長い歴史の中で、茶文化を育んできた豊かな自然は本町の誇るべき財産です。これらの自然環境は生物の多様性を育むだけでなく、自然の生態系の循環により、安心できれいな水と空気と食料を私たちの暮らしにもたらしてくれます。今後、新名神高速道路をはじめとする新たな道路建設も計画されていますが、宇治田原の自然環境への影響を最小限に低減し、次世代にこの豊かな自然を引き継いでいくことが大切です。

この豊かな自然と共生し調和していくことが「望ましい環境像」を達成するためには必要不可欠な理念と考えられます。また、自然との共生と調和について人々の意識を向上させるためには、自然とのふれあいを大切し、自然の恵みを将来にわたって引き継いでいく必要があります。



## (2) 生活環境の保全【生活環境】

茶業が基幹産業である宇治田原町においては、これまで製茶業関連の事業所と住宅地は近接しながらも共存しあう存在でした。しかし、住宅地や事業所の増加もあり、大気汚染や悪臭、騒音、水質汚濁など様々な都市・生活型の環境問題の発生が懸念されています。また、新名神高速道路をはじめとする新たな道路建設も計画されていますが、わたしたちの日常生活に影響を及ぼさないように、生活環境への影響を最小限に低減させ、快適な生活環境を維持していくことが重要です。

住宅と事業所が共存しながら茶文化を守りつづけるためには、健康で安心・安全な生活環境を守ることが大切になります。日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安心・安全な生活環境の保全を図ることが「望ましい環境像」を達成するためには、不可欠な理念と考えられます。

## (3) 循環型社会の確立【資源循環】

わたしたちの暮らしが便利になるにつれ、天然資源の枯渇や廃棄物の増大などが懸念されています。これらの資源や廃棄物については、もはや自然界だけでは循環できない規模・質のものとなりつつあります。

特に廃棄物については最も身近な環境問題であり、排出された廃棄物を単に処理する社会から、廃棄物の発生を極力抑え、人間自らが資源として循環させる社会構造（循環型社会）を構築することで、環境への負荷を少なくすることが「望ましい環境像」を達成するために不可欠であると考えられます。

## (4) 地球環境の保全【地球環境】

地球温暖化は人類の生存基盤である地球全体に及ぶ環境問題であり、その対策に向けた取り組みは地球上のすべての国のすべての地域の責務となっています。本町の日本緑茶発祥の地として継承されてきた茶文化も、寒暖差の大きな気候により育まれたものであり、次世代に継承・発展させていくことがわれわれの重要な責務であります。

「望ましい環境像」にある茶文化の源を守りつづけていくためには、生態系に影響を与える地球温暖化の防止に地域から貢献することが不可欠であると考えられます。

#### (5) 協働で進める持続可能な社会【環境学習・教育・協働】

今日の環境問題は、わたしたち一人ひとりが被害者であるとともに、加害者となりうる複雑な状態となっています。そうした問題に対応するには、行政や一部の環境保全意識の高い人々の献身的な取り組み（ボランティア等）だけでは解決が困難なものになっています。

住民・事業者・行政が環境にやさしい行動を自然にとることができる持続可能な社会を構築していくことが重要です。住民・事業者・行政が手を取りあい、協働により環境の取り組みを進めていく社会を目指すことが「望ましい環境像」を達成するためには不可欠です。

## 第4章 各環境分野における基本目標と取り組み

望ましい環境像を達成するため、基本理念と環境分野ごとに基本目標を設定し、その達成に必要な取り組みを設定します。

取り組みには、住民・事業者・行政の各主体がどのように取り組むべきかについて役割を設定します。また、行政は住民・事業者の皆さんとの情報の共有化や連携・協働を図るとともに、取組への支援を行います。

### 4. 1 基本理念1：人と自然との共生・ふれあい【自然環境】

- < 1-1 > 豊かな緑を守り育てよう
- < 1-2 > 農地を守り育てよう
- < 1-3 > 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

### 4. 2 基本理念2：生活環境の保全【生活環境】

- < 2-1 > きれいな空気を大切にしよう
- < 2-2 > きれいな水を確保しよう
- < 2-3 > 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう
- < 2-4 > ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

### 4. 3 基本理念3：循環型社会の確立【資源循環】

- < 3-1 > ごみを減らし、資源化を進めよう

### 4. 4 基本理念4：地球環境の保全【地球環境】

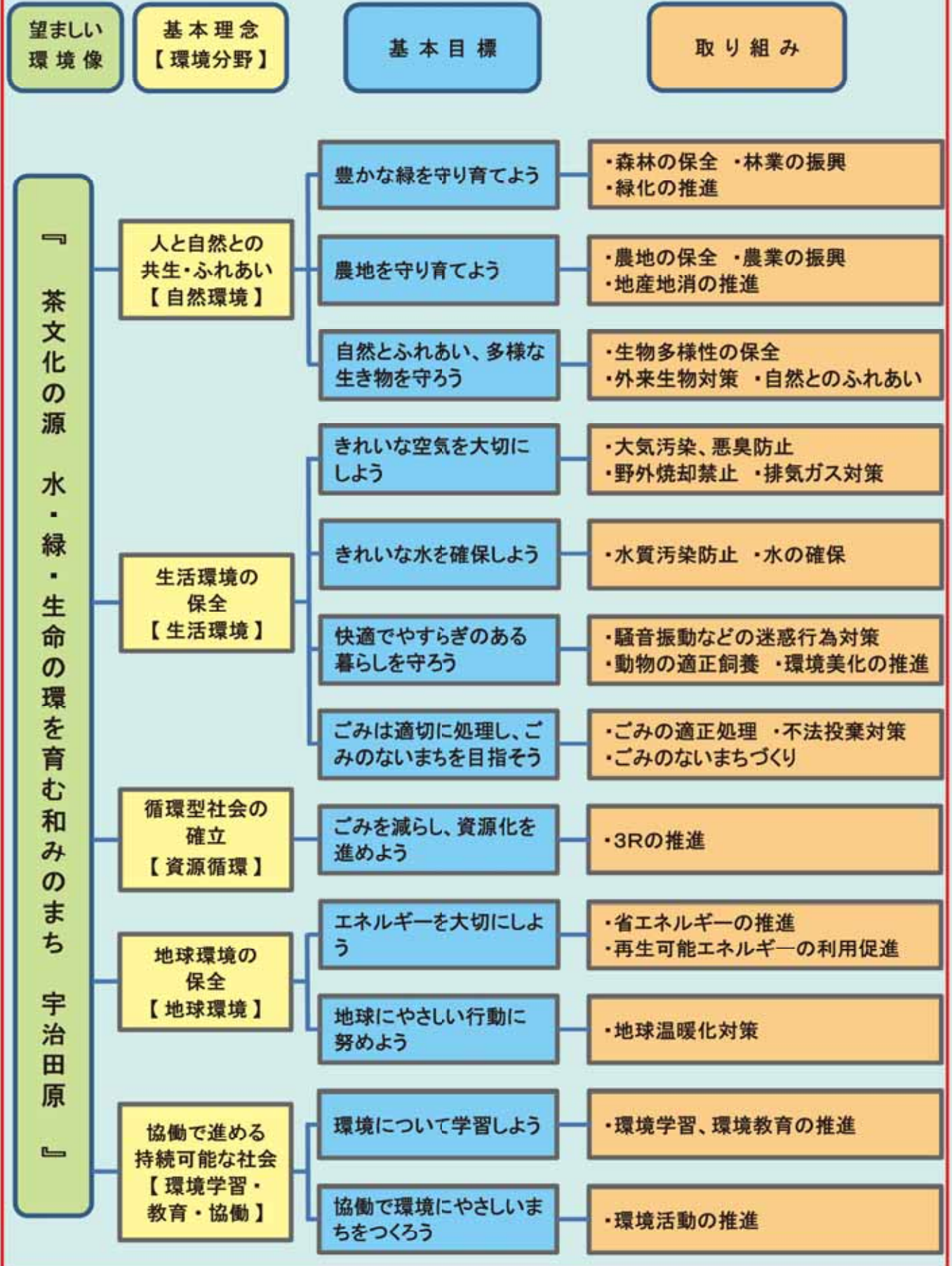
- < 4-1 > エネルギーを大切にしよう
- < 4-2 > 地球にやさしい行動に努めよう

### 4. 5 基本理念5：協働で進める持続可能な社会【環境学習・教育・協働】

- < 5-1 > 環境について学習しよう
- < 5-2 > 協働で環境にやさしいまちをつくろう



# ◆ 宇治田原町第2期環境保全計画 体系図 ◆



## 4. 1 基本理念1：人と自然との共生・ふれあい【自然環境】

### <基本目標1-1> 豊かな緑を守り育てよう

森林は私たちの暮らしに木材を提供するだけでなく、豊かな水資源を蓄え、時には災害から暮らしを守ってくれています。また、鳥や小動物、植物の住みかとして多様な生態系を維持するなど、様々な役割を持っています。

このような様々な恵みをわたしたちに与えてくれる森林を守り育てていく取り組みを進めていきましょう。

#### ◇ 町の取組 ◇

◆ 森林の保全	<input type="checkbox"/> 間伐や下刈りなどの森林の適正な管理を推進します。 <input type="checkbox"/> 間伐や施業路整備に対する支援を行います。 <input type="checkbox"/> 町有林を活用した森林の保全や再生を行い、森林に対する意識啓発を推進します。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者との協働による森づくりを推進します。
◆ 林業の振興	<input type="checkbox"/> 地域林産物の特産化に向けた取組を推進します。 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスなどの新たな木材の有効活用について検討を行います。 <input type="checkbox"/> 林業後継者の確保・育成を図ります。
◆ 緑化の推進	<input type="checkbox"/> 公共空間・住宅・事業所における緑化を推進します。 <input type="checkbox"/> 広葉樹の植栽等により多様な生物が生息できる豊かな森林づくりを推進します。

#### コラム4 「木質バイオマス」

地球温暖化対策や再生可能エネルギーへの関心が高まり、また、炎の癒しの効果を求めて、家庭や公共施設などで薪や木質ペレットなどの木質バイオマスを燃料とするストーブの普及が進んでいます。木質バイオマスは森林の成長とバランスのとれた利用をすることで持続可能な資源です。燃焼により発生した二酸化炭素は、樹木の成長により吸収されることからカーボンニュートラルといえます。また、身近な森林資源（間伐材など）を利用することで、これまで化石燃料の購入に使ってきたお金を地域の活性化に使えることとなります。





◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	間伐などの森林施業を行い、森林を適正に管理します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	森林施業路の整備を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水源涵養や二酸化炭素の吸収などを有する森林の働きや恵みについて学びます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	モデルフォレストや林業イベントなどの森林保全の活動に参加・協力します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地元産木材や木工製品を利用します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たな木材利用や地元林産物の特産化の検討を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	林業後継者の確保・育成を図ります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	緑のカーテンや樹木の植栽などの緑化活動を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公園や遊歩道などの緑化に参加・協力します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	広葉樹の植栽等による豊かな森づくりに参加・協力します。

コラム5 「緑のカーテン」

夏場、エアコンをつければ、部屋の中はすぐに涼しくなりますが、電気の大量使用は火力発電所での化石燃料の燃焼を加速させ、深刻な温暖化問題の原因となってしまいます。そこで、エアコンをできるだけ使わずに夏を気持ちよく過ごす方法として、緑のカーテンが注目されています。緑のカーテンとは、ゴーヤーやへちま、朝顔などのつる性の植物を育てて、ネット一面にはわせることによってできる大きな植物のカーテンのことです。

家庭でも簡単にできる緑化活動になりますので、是非チャレンジしてください。

◆緑のカーテンが涼しい理由◆

- ・窓から入り込む日射を遮るから！
- ・まわりの物体の表面温度を抑えるから！
- ・蒸散作用で周囲を冷やすから！

◆おすすめの緑のカーテン◆

- ・ゴーヤー
- ・アサガオ
- ・へちま
- ・キュウリ
- ・ツルインゲン
- ・ひょうたん など





## <基本目標1-2> 農地を守り育てよう

農地はわたしたちの暮らしにかけがえのない食糧を供給するだけでなく、水を保水し、豊かな生物の生息地ともなっています。また、里山などのやすらぎの景観を与えてくれるとともに、身近な自然環境を学べる場でもあります。

このような様々な役割を持つ農地の大切さを実感し、守り育てていく取り組みを進めていきましょう。

### ◇ 町の取組 ◇

◆ 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 荒廃農地や遊休農地の解消を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 農地の保全に関する情報提供を行います。</li><li><input type="checkbox"/> 認定農業者などの農業後継者に農地の集積を図ります。</li><li><input type="checkbox"/> 有害鳥獣による被害低減対策を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料について環境への配慮について意識啓発を行います。</li></ul>
◆ 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 農業後継者の確保・育成を図ります。</li><li><input type="checkbox"/> 環境にやさしい農業への取組を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 農業の体験イベントを推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 農業振興に関する情報提供を行います。</li></ul>
◆ 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 学校給食で安全な地元の農産物使用を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 地元農産物の販売促進と地産地消のPRを推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 地元農産物を使用した料理等のPRを推進します。</li></ul>

### コラム6 「農薬の適正な使用」

田んぼや畑などで使われた農薬が環境に影響しないように、国は、それぞれの農薬について、生物や土、水質への影響などを確かめた上で、適切な使い方を決めています。環境に放出された農薬は、多くの場合、微生物や日光によって分解されていきます。

住宅地のそばで農薬が使われることもありますが、風が弱く人通りが少ないときに使う、飛び散りにくい農薬を使うなど、周囲に配慮しましょう。

また、誤った使い方をすると、農作物に農薬がたくさん残ってしまうなどの問題があるので、使う前にはラベルをよく読み、正しく使いましょう。

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農地を荒廃させないよう適正に管理します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定農業者などの農業後継者に農地の集積を図ります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	猿や猪、鹿などの有害鳥獣への被害防止を図ります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農薬や化学肥料の減量に努め、使用する際には適正に使用・処理します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業後継者の確保・育成を図ります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業の体験イベントに参加・協力します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	トレーサビリティを行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地元農産物を積極的に利用し地産地消を進めます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地元農産物を使用した料理を食べます。

コラム7 「農地の適正な管理」

『農地の適正な管理』

近年、宇治田原町内でも、遊休荒廃農地が増加しています。人の手が入らなくなった遊休荒廃農地では、雑草が生えた状態のまま管理がされず、周辺農地や隣接住宅等に迷惑をかけていることがあります。

作物をつくらぬ農地は、適度な草刈りや耕起を行い、いつでも作物が栽培できるように維持管理を行うことが大切です。

『農地バンク登録制度』

農業委員会では、遊休荒廃農地等の解消を目的に、既に遊休荒廃農地になっている農地等を、農地を借りたいという町内農家さんへあっせんを行う「農地バンク登録制度」を設けています。

農地バンク登録制度を活用し、これからの農業を担っていく「認定農業者」への所有権移転や利用権設定等につなげています。

農地の維持管理が困難な際には、農地バンク登録制度を活用してみることも大切です。





### ＜基本目標1-3＞ 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

わたしたちの暮らしは多様な生き物の営みによって支えられています。山や川などの豊かな自然の中には、多様な動植物が生息・生育し、わたしたちの心に安らぎを与え、きれいな水や空気を提供してくれています。しかしながら、わたしたちの生活や事業活動が自然環境に影響を与えていることもあります。

豊かな自然がもたらしてくれる様々な役割を認識し、自然とふれあい、多様な生き物を守り、創出する取り組みを進めていきましょう。

#### ◇ 町の取組 ◇

◆ 生物多様性の保全	<input type="checkbox"/> 生物多様性についての情報提供や啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 動植物の生息する優良な自然地の保護と保全を推進します。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には自然環境への配慮に努めるよう指導します。
◆ 外来生物対策	<input type="checkbox"/> 外来生物の持込抑制の啓発や駆除など生態系の保全に関する取組を推進します。
◆ 自然とのふれあい	<input type="checkbox"/> 生物観察会や自然とふれあうイベントを開催します。 <input type="checkbox"/> 公園や遊歩道など自然とふれあえる空間の整備を推進します。

#### コラム8 「宇治田原町の野生生物～ レッドデータブック～」

「宇治田原町の野生生物」は、宇治田原町野生生物調査保全事業として平成15年～17年までの3年間、宇治田原環境生物研究会が調査した結果をまとめたものです。

ほ乳類、鳥類、は虫類をはじめとする11項目の計801種類の野生生物をとりまとめています。絶滅寸前種のクマガイソウ、絶滅危惧種のヤマセミなどについても掲載していますので、宇治田原町のホームページを参考にご覧ください。



【ヤマセミ】



【カリガネソウ】



◆宇治田原の野生生物  
レッドデータブック



◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自然環境の中にごみは持ち込みません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生物観察会や動植物調査に協力します。
<input type="checkbox"/>		野生生物への餌付けはしません。
<input type="checkbox"/>		動植物をむやみに捕獲、採取しません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自然環境の保全や貴重な動植物の保護活動に参加します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地域の自然を大切にします。
	<input type="checkbox"/>	新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には、生態系や自然環境に配慮し、緑化や自然環境の復元を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外来生物を逃がしたり放流するなど、生態系を乱すことはしません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自然とふれあうイベントに参加します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公園や遊歩道など自然とふれあえる空間を大切にします。

コラム9 「自然とふれあうイベント」

【どんぐりの森づくり】



【ホタル学習会】



【ふるさとの川 生き物調査】



【都市との交流事業】



## 4. 2 基本理念2：生活環境の保全【生活環境】

### <基本目標2-1> きれいな空気を大切にしよう

きれいな空気は、わたしたちが健康かつ、快適に暮らしていくために大切なものです。わたしたちの日常生活や事業活動、自動車交通の中から、きれいな空気が汚されることもあります。

わたしたちがきれいな空気の中で、いつまでも暮らしていけるように空気を大切にする取り組みを進めていきましょう。

#### ◇ 町の取組 ◇

◆ 大気汚染・悪臭防止	<input type="checkbox"/> 大気の測定監視を行います。 <input type="checkbox"/> 大気汚染や悪臭に関して関係法令に基づき監視・指導を行います。
◆ 野外焼却防止	<input type="checkbox"/> 野外焼却に関する指導・啓発を行います。
◆ 排気ガス対策	<input type="checkbox"/> エコドライブを実践し、エコドライブ講習会等を開催するなど普及啓発を行います。 <input type="checkbox"/> エコ通勤を実施し、普及啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関を利用し、普及啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 低公害車や低燃費自動車などのエコカーを導入し、普及啓発を行います。

#### コラム10 「エコカー」

一口に「エコカー」といっても、燃料や仕組みの違いで種類は様々です。エンジンを使って発電した電気とガソリンで走る「ハイブリッド車」は最近、街中でよく見かけます。一般家庭などで充電ができるハイブリッド車は「プラグインハイブリッド車」と呼ばれています。

その他にも天然ガスで走る「天然ガス車」や充電したバッテリーで走る「電気自動車」など、様々な車が自動車メーカーから発売されています。違いはありますが、いずれにせよ従来のガソリン車と比べて、環境にやさしいので普及拡大していくことが、環境保全の観点から望まれます。



ハイブリッド車(バックカー車)



◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>		家庭における悪臭の発生を防ぐため、生活排水施設を適正に管理します。
<input type="checkbox"/>		ごみ集積所は適正に管理し、ごみの散乱や悪臭を発生させないようにします。
	<input type="checkbox"/>	法令等を順守し、大気汚染や悪臭の発生防止を行います。
	<input type="checkbox"/>	散水や覆いの活用により、粉じんの発生・飛散の防止を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法律に違反した野外焼却（野焼き）をしません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	車を運転する時は、エコドライブを実践します。
	<input type="checkbox"/>	町が取り組んでいるエコ通勤の実施に協力します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公共交通機関を利用します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	近所には徒歩や自転車で出かけるなど、自動車の利用を控えます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	低公害車や低燃費自動車などのエコカーを利用・購入します。

コラム11 「エコドライブ」

エコドライブとは、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなど、環境に配慮して自動車を運転することです。エコドライブを実践することで、自動車の排気ガスに含まれ地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量を削減することができます。運転手一人ひとりの心がけで簡単に取組むことができます。

【エコドライブ「10のすすめ」】

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適切に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう

エコドライブを行うと！

仮に現在の燃費が10km/ℓの場合、  
12.4km/ℓに燃費がUP！  
1年間で2万kmを走行すると、ガソリン代が約56,000円程安くなります。

【出典：経済産業省】



## ＜基本目標2-2＞ きれいな水を確保しよう

宇治田原町に降った雨は、大峰山系や鷲峰山系の森林で生まれ、河川を通り宇治川へと流れるとともに、地下水として貯えられています。生き物やわたしたちの暮らし、産業にはこの豊かな水は不可欠で、なくてはならない大切な資源です。

このような豊かできれいな水を守るとともに、日常生活や事業活動において汚さないような取り組みを進めていきましょう。

### ◇ 町の取組 ◇

<p>◆水質汚染防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 公共下水道の整備を進め、公共下水道への接続を推進します。</li> <li>□ 公共下水道が接続できない区域では、合併浄化槽への転換を推進します。</li> <li>□ 浄化槽の適正な維持管理が行われるよう指導・啓発を行います。</li> <li>□ 町管理施設では排水処理施設を適正に維持管理します。</li> <li>□ 生活排水による水質汚濁防止の啓発を行います。</li> <li>□ 河川等の水質の測定監視を行います。</li> <li>□ 水質汚濁に関して関係法令に基づき監視・指導を行います。</li> </ul>
<p>◆水の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 節水意識や雨水利用の啓発を行います。</li> <li>□ 森林の保全を通じて地下水の涵養を図ります。</li> <li>□ 良好な水道水を供給するため、水道施設を適切に維持管理します。</li> <li>□ 河川や水辺周辺の美化活動やふれあいイベントを通じ、清潔で快適な水辺空間づくりを推進します。</li> </ul>

### コラム12 「家庭でできる節水」

#### 【洗濯での節水】

- ① 本洗いと1回目のすすぎ水には、風呂の残り湯を再利用
- ② まとめて洗って、回数を減らす

#### 【台所での節水】

- ① 米のとぎ汁は散水に再利用
- ② 食器洗いはため洗い
- ③ 油汚れは洗う前に紙でふき取る

#### 【トイレの節水】

- ① 流れる水の量をセーブする
- ② 大小レバーを使い分ける
- ③ 節水型トイレに変える

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公共下水道が使える区域では公共下水道の接続を行い、その他の地域では合併浄化槽へ切り替えます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽の定期検査及び法定検査を行い、適正な維持管理を行います。
<input type="checkbox"/>		洗剤やシャンプーを適正に使用し、天ぷら油など汚れた生活排水は流しません。
	<input type="checkbox"/>	法令等を順守し、環境に負荷の少ない事業排水処理を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	河川にごみは流しません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	節水や雨水の有効利用を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	河川や水辺でのふれあいイベントに参加します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	河川や水路、側溝等の清掃・美化活動に取り組みます。

**コラム13 「生活排水」**

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。1人が1日に使う水の量は約250㍓とされています。では、何気なく流している排水が、川や海をどの程度汚しているのでしょうか。

これを流すと	水がこれだけ汚れる BOD(g)	魚が住める水質にするには？ (バスダブ300㍓何杯分?)
天ぷら油 使用済み(20ml)	30	20
マヨネーズ 大さじ1杯(15ml)	20	13
牛乳 コップ1杯(200ml)	16	11
ビール コップ1杯(180ml)	15	10
シャンプー 1回分(4.5ml)	1	0.67
台所用洗剤 1回分(4.5ml)	1	0.67

※魚が住める水質とは、BOD5mg/l以下の値にするのに必要な水の量。

資料：「生活排水読本」(環境省)

## ＜基本目標2-3＞ 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう

わたしたちが生活をしていく中で、騒音や悪臭など様々な問題で日常生活に支障がきたされることがあります。事業活動だけに限らず生活活動の中からも近隣の環境に影響を及ぼしていることも多くあります。

みんなが快適でやすらぎのある暮らしを営むためにも、一人一人が事業や生活の中での迷惑行為に注意し、良好な環境を維持する取り組みを進めましょう。

### ◇ 町の取組 ◇

◆ 騒音振動など 迷惑行為対策	<input type="checkbox"/> 騒音や振動など迷惑行為防止の啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 道路騒音の測定監視を行います。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害苦情を受けたときは、現状確認・調査・指導など適正な対応を行います。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害を防止するため適切な指導を行います。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には、大気汚染、騒音、振動、土壌汚染などの公害に関して関係法令に基づき監視・指導を行います。
◆ 動物の適正飼養	<input type="checkbox"/> 犬の登録、狂犬病予防注射の普及・啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 適正なペット飼養の啓発を行います。
◆ 環境美化の推進	<input type="checkbox"/> 環境美化の普及・啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 空き地等の雑草などの適正管理への指導を行います。 <input type="checkbox"/> 違法駐車や自転車の放置に対し適切な対応を行います。

### コラム14 「近隣騒音」

近隣騒音とは、飲食店でのカラオケなどの営業騒音、一般家庭からのピアノや室外機からの音、ペットの鳴き声など生活騒音の総称です。

わたしたちは生活の中で、気づかないうちに周りの人に迷惑をかけていることがあります。周囲への気づかみや気配りを心がけて、やさしい音環境をつくりだしましょう。

#### 【騒音をなくす5つの気配り】

- ① 時間帯に配慮しましょう。
- ② 音が漏れない工夫をしましょう。
- ③ 音を小さくする工夫をしましょう。
- ④ 音の小さい機器を選びましょう。
- ⑤ ご近所とのお付き合いを大切にしましょう。





◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>		近所に迷惑となる生活騒音や振動などの発生を抑制します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車の運転の際には、騒音・振動などの迷惑行為は行いません。
<input type="checkbox"/>		廃油やペンキなどの有害物質は適切に処理します。
	<input type="checkbox"/>	法令等を順守し、騒音や振動、化学物質などによる土壌汚染などの公害の発生防止を図ります。
	<input type="checkbox"/>	新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には公害の発生防止を行い、生活環境へ配慮するようにします。
<input type="checkbox"/>		犬の登録、狂犬病予防注射を行い、近隣に迷惑をかけないようにします。
<input type="checkbox"/>		ペットは責任を持って、適正に飼養します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自宅(事業所)や周辺の清掃や草刈りを行います。
<input type="checkbox"/>		迷惑な違法駐車や自転車の放置をしません。
	<input type="checkbox"/>	敷地内に十分な駐車場を確保し、道路上に迷惑駐車しないようにします。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車を運転する際は、近隣に迷惑をかけないように交通ルールを守ります。

コラム15 「飼い犬の適正な飼養」

犬はわたしたち人間にとって、共に暮らしていく大切な仲間です。ただし、人間どうしにもルールがあるように、犬と暮らす場合にも、守るべきルールがあります。あらためて、犬を飼養する時のルールについて考えてみましょう。



【飼い主さんの義務】

- ① 犬の登録手続きを行いましょう。
- ② 毎年1回、狂犬病予防注射を受けましょう。
- ③ 適正なしつけをおこない、他人に迷惑をかけないでおきましょう。
- ④ 犬のふん便は飼い主が持ち帰りましょう。
- ⑤ 健康管理を行い、最後まで責任をもって飼いましょう。
- ⑥ 犬の鑑札と注射済票は、必ず犬につけましょう。
- ⑦ 犬は常につないでおきましょう。放し飼いや散歩の際にも必ず引き綱をしましょう。

## <基本目標2-4> ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

わたしたちの身近な道路や河川でごみのポイ捨てや不法投棄が見受けられます。社会から生み出されたごみの投棄や野外焼却で生物の生息環境が脅かされ、周りの人が迷惑しています。

わたしたち一人一人のごみに対する意識・マナーを向上させ、ごみのないまちを目指して取り組みを進めていきましょう。

### ◇ 町の取組 ◇

◆ ごみの適正処理	<input type="checkbox"/> ごみの適正処理に関する啓発・指導を行います。 <input type="checkbox"/> 家庭ごみの適正な収集を行います。 <input type="checkbox"/> 不法な野外焼却について適正な指導を行います。
◆ 不法投棄対策	<input type="checkbox"/> 定期的なパトロールや監視カメラ・啓発看板の設置により不法投棄対策を行います。 <input type="checkbox"/> 警察など関係機関と連携し不法投棄の解決を図ります。
◆ ごみのないまちづくり	<input type="checkbox"/> ごみのポイ捨て禁止やペットのフンの適正処理などマナー向上の啓発を行います。 <input type="checkbox"/> まちをきれいにする条例に基づき、まちをきれいにする推進員の活動と清潔できれいなまちづくりを推進します。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者と環境美化活動を推進します。

### コラム16 「まちをきれいにする条例」

宇治田原町では清潔で美しいまちづくりを推進し、住民のみなさんの快適な生活環境を確保するため、平成19年10月1日から「宇治田原町まちをきれいにする条例」を施行しています。

この条例では、町内全域で空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のフン放置及び落書き行為を禁止するもので、行政、住民、事業者、飼主の責務のほか、違反者に対する罰則を規定しています。しかし、これらの行為は、罰則を盛り込んだ条例を制定したからといって無くなるものではありません。快適な生活環境を保つためには、一人ひとりが他人に迷惑をかけたり、不快な思いを与えないようにマナーやルールを守ることが大切です。





◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>		家庭ごみはルールを守って適正に排出します。
	<input type="checkbox"/>	事業活動から出たごみは事業者の責任により適正に処理します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	廃棄物処理法や各種リサイクル法を守ります。
	<input type="checkbox"/>	マニフェスト制度による廃棄物の最終処分までの管理を徹底します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不法投棄や野外焼却の監視・情報提供を図ります。また、不法投棄や不法な野外焼却はしません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まちをきれいにする条例を守り、ごみのポイ捨て、不法投棄、ペットの糞の放置はしません。
<input type="checkbox"/>		家庭の中でごみのポイ捨てなどについてのマナー教育を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所有地や管理地は草刈などで適正に管理し、不法投棄の未然防止に努めます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境美化活動を行います。

コラム17 「生ごみダイエット」

毎日の生活の中で捨てられる生ごみ。家庭から排出される燃やせるごみの約4割が生ごみだということをご存知ですか？ 排出された生ごみの内訳を見てみると、生ごみの約80%を占めるのが、「調理くず」と「食べ残し」です。

「買いすぎない」、「作りすぎない」、「水切りをする」など、日頃のちょっとした心がけて、冷蔵庫も生ごみもすっきりスリムに。ご家庭のキッチンで、生ごみダイエットを始めましょう！

**[STEP1 生ごみを出さない！]**

- 食材を買いすぎない。
- 料理をつくりすぎない。
- 食材を無駄にしない。
- 食べ残さない。

**[STEP2 生ごみの水切りをする！]**

- 使えない部分を分けてから洗う。
- 捨てる前に乾燥させる。
- 水切りネットを使用。

**[STEP3 生ごみをリサイクルする！]**

- コンポストや生ごみ処理機を使用。



## 4.3 基本理念3：循環型社会の確立【資源循環】

### <基本目標3-1> ごみを減らし、資源化を進めよう

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会システムが、大量のごみを生み出し、もはや自然環境の中で循環できない規模・質となっています。

循環型社会を構築するためにも、社会全体でごみ問題に対応するため3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用））の取り組みが重視されています。

わたしたちの生活や事業活動で発生するごみを減量、資源化させ、一人ひとりが3Rの取り組みを進めていきましょう。

#### ◇ 町の取組 ◇

<p>◆ 3Rの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ ごみの3Rに関する情報提供・啓発を行います。</li><li>□ プラスチック容器包装物の分別収集を行うなど、ごみの減量や3R推進の体制づくりを推進します。</li><li>□ エコ推進員を中心とした地域でのごみの減量・再資源化を推進します。</li><li>□ 住民や事業者が行う3Rの取組を支援します。</li><li>□ 公共施設におけるごみの分別と3Rを推進します。</li><li>□ 公共工事や物品調達において再生資材や再利用製品の利用を推進します。</li><li>□ ごみの量や分別状況・問題点などの情報提供を行い、住民や事業者のごみ問題への意識の高揚を図ります。</li><li>□ 古紙・廃食油・エコキャップ回収を推進するとともに、新たな資源物の回収を推進します。</li><li>□ 家庭での生ごみ処理を進めるため、生ごみ処理機やコンポスト容器への補助制度の啓発・周知を行います。</li><li>□ 事業系ごみの減量や資源化を推進するため、事業者への情報提供・指導を行います。</li></ul>
----------------	--

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資源ごみの回収に協力します。
<input type="checkbox"/>		ごみと資源をきちんと分け、ごみを減らします。
<input type="checkbox"/>		生ごみは水分を切って捨てます。
<input type="checkbox"/>		生ごみ処理機やコンポスト容器によるたい肥化などにより生ごみの減量を図ります。
<input type="checkbox"/>		ものは大事に使用し、なるべく長く使います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイグッズ（マイバック・マイはし・マイボトルなど）を使って、ごみを出さないようにします。
<input type="checkbox"/>		詰め替え商品の購入や過剰包装の辞退によりごみの発生抑制を図ります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	古紙や廃食油・エコキャップ回収の取組に協力します。
	<input type="checkbox"/>	廃棄物の有効利用について研究し、資源物の店頭回収などの3Rの取組に協力します。

コラム18 「リサイクルマーク」

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。この法律で指定表示製品に指定されているアルミ缶、スチール缶、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等については、消費者が容易に分別できるよう、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。

アルミ缶	スチール缶	PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック 製容器包装
				

【出典：環境省】

## 4. 4 基本理念4：地球環境の保全【地球環境】

### <基本目標4-1> エネルギーを大切にしよう

わたしたちの生活の中で必要不可欠な電気やガスは、石油や石炭などの化石燃料や原子力によって作り出されています。しかしながら、化石燃料の枯渇や原子力事故などのエネルギー問題が大きな課題となっています。

そうした中、太陽光をはじめとする自然由来のクリーンな再生可能エネルギーや、省エネ、節電の取組により身近なところからエネルギーを大切にする取組みが注目されています。

わたしたち一人ひとりが、エネルギーを大切にし、環境への負担の少ないクリーンなエネルギーの活用に努めていきましょう。

#### ◇ 町の取組 ◇

◆ 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 省エネルギーや節電の取組を推進するため、住民・事業者へ情報提供と意識啓発を図ります。</li><li><input type="checkbox"/> 公共施設におけるエネルギー使用量の低減と節電の取組を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 公共施設への省エネ型設備の導入を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> クールビズやウォームビズなどの省エネルギー行動を実践します。</li><li><input type="checkbox"/> エコドライブを実践し、エコドライブ講習会等を開催するなど普及啓発を行います。(再掲)</li><li><input type="checkbox"/> エコ通勤を実施し、普及啓発を行います。(再掲)</li><li><input type="checkbox"/> 低公害・低燃費自動車などのエコカーを導入し、普及啓発を行います。(再掲)</li></ul>
◆ 再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。</li><li><input type="checkbox"/> 太陽光発電や薪ストーブなど、公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 使用済み廃食用油を回収し、廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料の公用車への活用を図ります。</li><li><input type="checkbox"/> 新たな再生可能エネルギーの利用について検討します。</li></ul>



◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エネルギーの有効利用を図り、省エネ、節水、節電に取り組みます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高効率照明(LED)などの省エネルギー製品を導入し、省エネ化を図ります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	クールビズやウォームビズなどの省エネルギー行動を実践します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	車を運転する時は、エコドライブを実践します。(再掲)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公共交通機関を利用します。(再掲)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	近所には徒歩や自転車で行かせるなど、自動車の利用を控えます。(再掲)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	低公害・低燃費自動車などのエコカーを利用・購入します。(再掲)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	太陽光発電や薪ストーブなどの再生可能エネルギーの導入を進めます。
<input type="checkbox"/>		廃食油回収の取組に協力します。

コラム19 「再生可能エネルギー」

再生可能エネルギーとは、太陽光や風などの自然の恵みからつくられるエネルギーのことです。石油などの化石資源のように枯渇せず、繰り返し使える上、発電や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない「地球にやさしいエネルギー」です。

【太陽光発電】

太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

【風力発電】

風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。ウインドファームのような大型のものから、学校などの公共施設に設置される小型のものがあります。

【バイオマス発電】

動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして電気や熱を作ります。木材や農業残渣、食品残渣など様々な資源をエネルギーに変換します。

【水力発電】

水力発電はダムなどの落差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーを用いて発電します。現在では、農業用水路や小さな河川でも発電できるタイプも注目されています。

## ＜基本目標4-2＞ 地球にやさしい行動に努めよう

近年、地球温暖化をはじめとした、地球規模での環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、わたしたちの社会経済活動に起因していると考えられています。そうした中、国際的にも地球温暖化に対する危機意識が高まり、その防止の取組が全世界で展開されています。宇治田原町でも地球温暖化防止のための取組を推進していくことが重要です。

豊かな自然や暮らしを次世代に継承するために、わたしたち一人ひとりがライフスタイルを地球にやさしいものに変えていきましょう。

### ◇ 町の取組 ◇

<b>◆ 地球温暖化対策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 地球温暖化防止実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づく取組を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出量の低減を推進します。</li><li><input type="checkbox"/> 地球温暖化防止活動推進員と連携し、住民・事業者へ地球温暖化対策の取組について啓発を行います。</li><li><input type="checkbox"/> 家庭で実践できるエコ行動の啓発を行います。</li><li><input type="checkbox"/> フロンを使用している製品の適正処理を啓発します。</li><li><input type="checkbox"/> グリーン製品やエコ製品の購入を図ります。</li><li><input type="checkbox"/> グリーン購入に関する情報提供・意識啓発を行います。</li><li><input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの取組を推進します。</li></ul>
------------------	--

### コラム20 「環境マネジメントシステム」

宇治田原町役場では、自然環境の保全及び創造、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、環境負荷が少ないまちづくりの推進等を図るため、「環境にやさしい」基準として広く認識されている「環境マネジメントシステム」の規格である「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」ステップ2の認証を取得しております。

役場内では、事業活動、製品、サービスに係わる環境影響を低減するために、環境マネジメントシステムを構築して環境保全に努めています。

#### 【重点的な取り組み】

- ① 環境行政サービスを推進します。
- ② 環境教育・啓発活動を推進します。
- ③ 電気使用量を削減します。
- ④ 公用車のガソリン使用量を削減します。
- ⑤ OA用紙の使用量を削減します。





◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地球温暖化問題について関心を持ち、理解を深めます。
<input type="checkbox"/>		温室効果ガスの排出削減につながるライフスタイルについて情報を収集し、実践します。
<input type="checkbox"/>		家庭でできるエコ行動について話し合う機会を増やし、エコ行動を実践します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷蔵庫やエアコンなどフロンガスを使用している製品を適正に廃棄処理します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ノンフロンガス製品を使用します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	グリーン製品やエコ商品など環境に配慮した製品を選びます。
	<input type="checkbox"/>	環境マネジメントシステムを導入し、環境負荷の少ない事業活動を行います。

コラム21 「環境ラベル」

環境ラベルとは、製品やサービスの環境に関する情報を、製品や包装ラベル、広告などを通じて消費者に伝えるものです。また、環境ラベルには、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されています。現在では、エコマークやグリーンマークをはじめ、多くの環境ラベルがあります。これらの製品やサービスを選ぶことが環境配慮につながりますので、次のようなラベルの付いたものを探してみてください。



【エコマーク】



【グリーンマーク】



【省エネラベル】



【間伐材マーク】



【再生紙使用マーク】



【グリーンエネルギーマーク】



バイオマス  
登録No. 000000

【バイオマスマーク】



## 4. 5 基本理念5：協働で進める持続可能な社会 【環境学習・教育・協働】

### ＜基本目標5-1＞ 環境について学習しよう

環境問題の解決に向けては、一人ひとりが環境の現状を理解し、環境保全について関心と理解を深めていくことが大切です。また、より良い環境づくりや環境保全のために主体的に行動できる人を育てることも重要です。

そのためには、環境に関する情報を広く提供し、一人ひとりが環境を守る自主的な行動ができるよう、家庭、学校、事業所、公的施設などあらゆる場を通じて、環境について学習していきましょう。

#### ◇ 町の取組 ◇

<p>◆ 環境学習・環境教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 環境学習に関する情報を収集し、ホームページや広報紙を用いて情報発信を行います。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域・家庭・行政における環境学習を推進します。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境学習会や環境イベント、環境に関する出前講座を開催します。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境に関する啓発展示を通じて環境学習を行います。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校における環境教育の充実を推進します。</li> <li><input type="checkbox"/> 地産地消や食育の取組を推進します。</li> </ul>
-----------------------	---

#### コラム22 「エコクッキング」

エコクッキングとは、地球に暮らす私たち一人ひとりが、環境のことを考えて、「買い物」「料理」「片づけ」をすることです。1日に数回、誰もがかわる「食」「買い物」「料理」「片づけ」を通して、私たちにできることを一緒に考えていきましょう。

『食材を調達する時』

◇ 地産地消 ◇ 旬の食材 ◇ マイバッグ

『調理する時』

◇ 油はなるべく使わない ◇ 加熱・冷却しないメニューを考える  
◇ 食材は全て使い切る ◇ 食べられる分量を考える

『食事する時』

◇ 調味料はなるべく使わない ◇ 食べ残さない

『後片付けする時』

◇ 洗う前にナフキン等で油分を拭き取る ◇ とぎ汁やゆで汁を有効に使う

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	積極的に環境について学習します。
<input type="checkbox"/>		家庭や地域において子供たちに環境教育を行います。
	<input type="checkbox"/>	従業員への環境学習を行います。
	<input type="checkbox"/>	企業の持つ環境技術等の専門知識を活かして、環境学習に協力します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境に関する情報を積極的に入手し、環境問題に対する理解・関心を深めます。
<input type="checkbox"/>		家庭において環境問題や食育について話し合う機会を増やします。
<input type="checkbox"/>		環境について学んだ知識や体験を子供たちに伝えます。
	<input type="checkbox"/>	様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に活かします。
<input type="checkbox"/>		地産地消や地域の伝統ある食文化を子供たちに伝えます。

コラム23 「環境学習会・環境イベント」

【エコクッキング】



【自然環境体験ハイキング】



【バイオディーゼルカー体験】



【出前講座】





## <基本目標5-2> 協働で環境にやさしいまちをつくろう

今日の環境問題は、だれもが加害者にも被害者にもなりえる複雑な構造となっており、その範囲はわたしたちの身近な生活環境問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。そのため、住民・事業者・行政が主体を超えて協働することが不可欠です。

環境にやさしいまちを目指して、パートナーシップによる取組や、自主的な環境保全活動の支援等を実施し、協働の輪を広げていきましょう。

### ◇ 町の取組 ◇

◆ 環境活動の推進	<input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動への協力・支援を行います。 <input type="checkbox"/> 環境保全活動を推進する人材育成・発掘を行います。 <input type="checkbox"/> エコパートナーシップうじたわらをはじめ、住民・事業者と連携した環境活動を推進します。 <input type="checkbox"/> クリーンキャンペーンを促進し、環境美化の意識高揚を図ります。 <input type="checkbox"/> 地域住民やボランティアによる環境活動を支援・推進します。 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの取組を推進します。 <input type="checkbox"/> 開発や事業活動の際に、地域の自然環境や生活環境保全のため、十分配慮するよう指導を行います。
-----------	--

### ◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エコパートナーシップうじたわらなどが開催する環境保全活動に取組みます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地域の環境保全活動やクリーンキャンペーンに参加します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境関連イベントに参加・協力します。
	<input type="checkbox"/>	環境マネジメントシステムの導入など環境保全に向けた社内体制を整備します。
	<input type="checkbox"/>	開発や事業活動を行う場合は、地域の環境保全に配慮します。
<input type="checkbox"/>		近所の人に地域の活動・イベントへの参加を呼びかけます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境に配慮した行動を実践します。



## 第5章 地球温暖化防止実行計画（区域施策編）

### 5. 1 地球温暖化問題

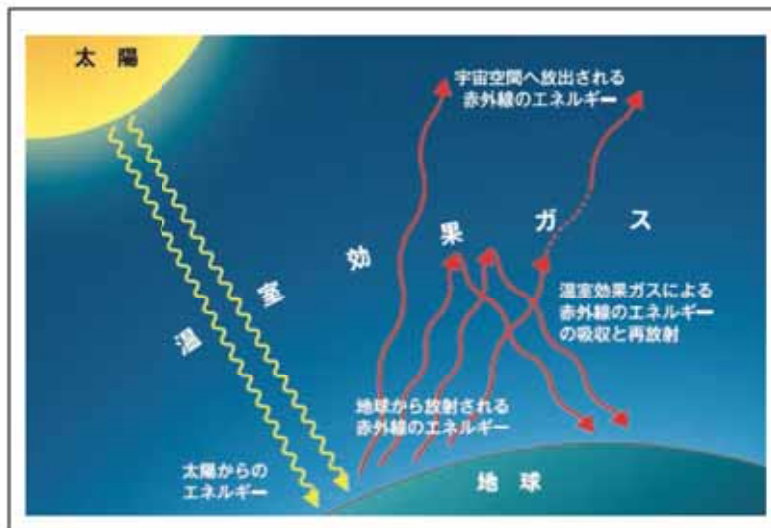
地球温暖化による影響は、単に気温が上がることにはとどまらず、世界の各地で、その影響とみられる変化の傾向がすでに生じています。大規模な台風やハリケーン、干ばつなどの異常気象、溶けつつある極地や氷河の氷、異変が生じている生態系など、世界規模で地球温暖化による影響が及んでいます。こうした現象のなかには、我々人間の生命や財産を脅かしたり、生物を絶滅の危険にさらしたりするものも、決して少なくはありません。

#### （1）地球温暖化とは

地球は、太陽のエネルギーで温められています。温められた熱の多くは宇宙へ出ていきますが、一部の熱は、大気中の二酸化炭素などに吸収されます。そして、再び地表面に熱を放出することにより、地球の平均気温を  $14^{\circ}\text{C}$  程度に保っています。このような働きをする物質のことを、温室効果ガスといいます。

もし、大気中に温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス  $19^{\circ}\text{C}$  くらいになるといわれています。大気中に適量の温室効果ガスがあることで、生き物が生きていきやすい環境になっているのです。

しかし、温室効果ガスが増えすぎると、大気中に捕まえらるる熱の量が増え、宇宙へ放出される熱の量が減るため、地球全体の気温が上がってしまいます。これが「地球温暖化」です。



【表 5-1 温室効果のメカニズム】

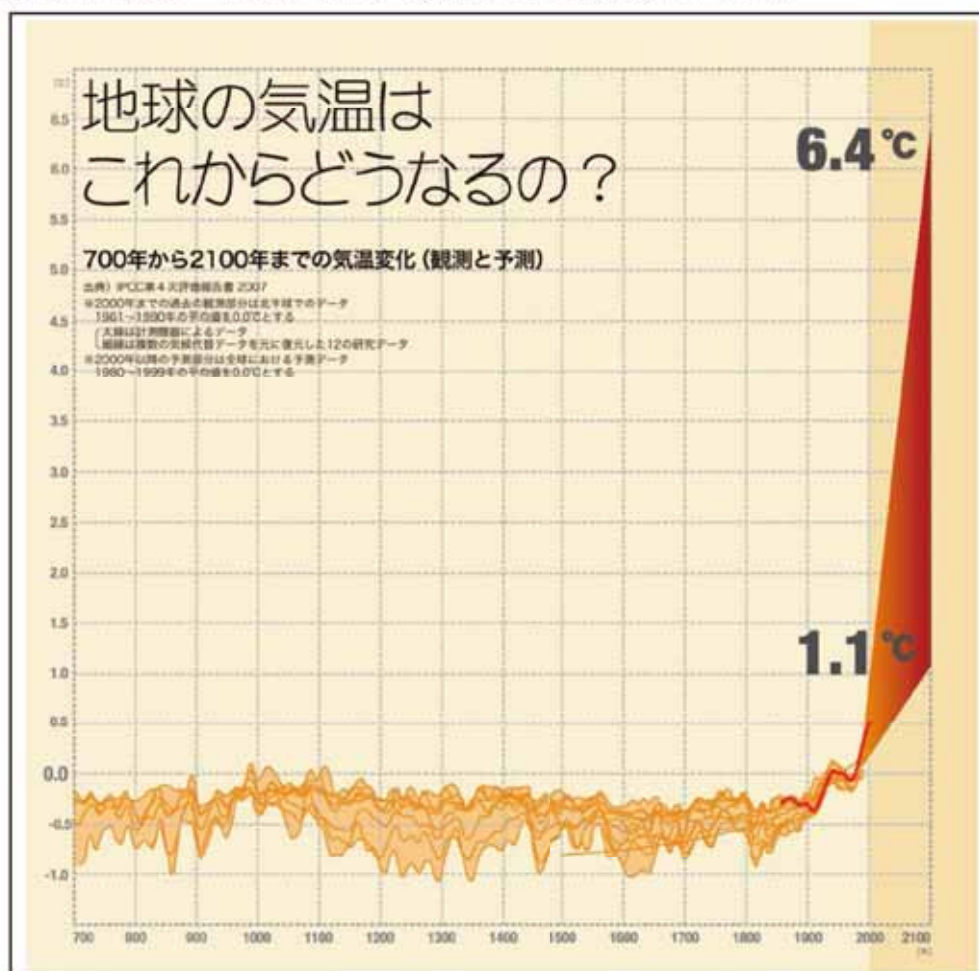
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

### コラム24 温室効果ガスとは

地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つことを「温室効果」と言います。大気中に拡散された温室効果をもたらす気体のことを「温室効果ガス」と言います。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタン、フロンガスなどが、人為的な活動によって増加の傾向にあります。

## (2) 地球温暖化の現状

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書によると、過去100年間でみると、世界の平均気温が $0.74^{\circ}\text{C}$ 上昇しており、最近50年の気温上昇は過去100年の上昇速度のほぼ2倍に相当します。このまま温暖化が進むと、21世紀末までに地球の平均気温は約 $1.1^{\circ}\text{C}$ ～ $6.4^{\circ}\text{C}$ 上昇し、また、平均海面水位は18cm～59cm上昇するものと推測されています。



【表 5-2 気温変動（観測と予測）】

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

### (3) 地球温暖化による影響

このまま地球温暖化が進むことにより、さまざまな影響が懸念されています。その例は以下のとおりです。

#### 海面上昇

海水の熱膨張や氷河の融解により、予測どおり平均海面水位が上昇すると、熱帯・亜熱帯の島等、標高の低い地域が水没したり、海岸の砂浜が消滅する恐れがあります。

#### 異常気象の増加

豪雨や台風、ハリケーン等により、洪水や高潮等の被害が増加する一方、内陸部等、干ばつにより砂漠化が進行する地域も出てきます。

#### 生態系の異変

環境の変化により、住む場所を奪われた生物は絶滅の危機にさらされます。

#### 感染症の流行

マラリア等の熱帯性感染症の発生範囲が広がり、被害が拡大する恐れがあります。

#### 食糧危機

気候の変化に加え、病虫害の増加等により穀物の生産が減少し、世界的な食糧難を招く恐れがあります。

## 5. 2 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく計画です。本計画では宇治田原町全域における地球温暖化対策に関する具体的な方針を示し、住民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを推進することを目的に、「宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定するものです。



### 5. 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 26(2014)年度から平成 35(2023)年度とします。また、本計画の基準年度および目標年度は以下のとおりとします。

#### ■ 基準年度 ■

基準年度については「第 6 章 数値目標の設定」における現状数値の設定の考え方と同様に、設定年度データの把握が可能な直近年度である平成 22(2010)年度を基準年度とする。

#### ■ 目標年度 ■

目標年度については「宇治田原町第 2 期環境保全計画（地球温暖化防止実行計画（区域施策編）含む）」の終了年度である平成 35(2023)年度とします。

なお、地球温暖化対策は、国や京都府の取組と連携した一体的な対策が必要であり、社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間中においても、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

### 5. 4 計画の対象範囲、分野

本計画は町域全域を対象とし、すべて住民、事業者と行政を対象とします。対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)とします。

算出対象とする部門については表 5-3 に示しているとおり、産業、家庭、業務、運輸、廃棄物の 5 部門とします。

【表 5-3 対象とする部門】

部 門	定 義 (対 象)
産 業 部 門	第 1 次産業(農林業)・第 2 次産業(製造業、建設業、鉱業)での排出 ※ 運輸に関するものは除く(営業用貨物等)
家 庭 部 門	家庭での排出 ※ 自家用車は除く
業 務 部 門	産業・運輸部門に属さない、第 3 次産業(卸・小売業、飲食店、サービス業、医療、公務など)での排出 ※ 運輸に関するものは除く(営業用貨物等)
運 輸 部 門	人の移動や物資輸送での排出 (自動車全般)
廃棄物部門	廃棄物処理での排出

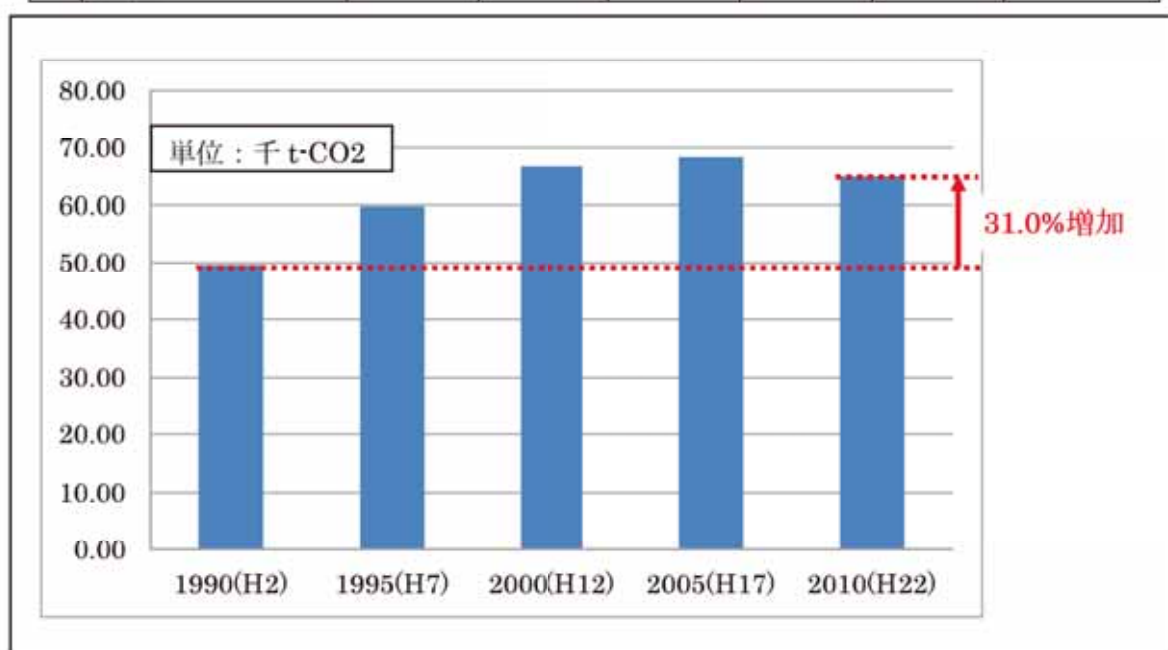
## 5. 5 温室効果ガスの排出状況

宇治田原町における平成 22(2010)年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は 64.99 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 17(2005)年度をピークに減少傾向にあります。しかし、京都議定書基準年度の平成 2(1990)年度の排出量と比べると、平成 22(2010)年度で 31.0%増加しています。

分野別の排出量を見ると、産業部門では基準年比で 78.9%の増加、運輸部門で 27.9%の増加となっています。一方で、家庭部門で 15.2%の減少、業務部門で 7.0%の減少となっています。また、廃棄物部門では基準年度と±0%となっています。

【表 5-4 宇治田原町の温室効果ガス(二酸化炭素) 排出状況】（単位：千 t-CO<sub>2</sub>）

項目	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2010/1990 H22/H2
総排出量	49.62	59.73	66.76	68.33	64.99	+31.0%
産業	16.15	25.64	28.11	29.68	28.90	+78.9%
農林水産業	0.87	0.88	1.03	0.97	1.50	+72.4%
建設業・鉱業	1.36	1.59	1.67	1.19	1.15	-15.4%
製造業	13.92	23.17	25.41	27.52	26.25	+88.6%
家庭	9.02	6.34	7.21	8.59	7.65	-15.2%
業務	8.05	8.02	8.43	8.07	7.49	-7.0%
運輸（自動車）	16.30	19.61	22.87	21.88	20.85	+27.9%
廃棄物	0.10	0.12	0.14	0.11	0.10	±0%

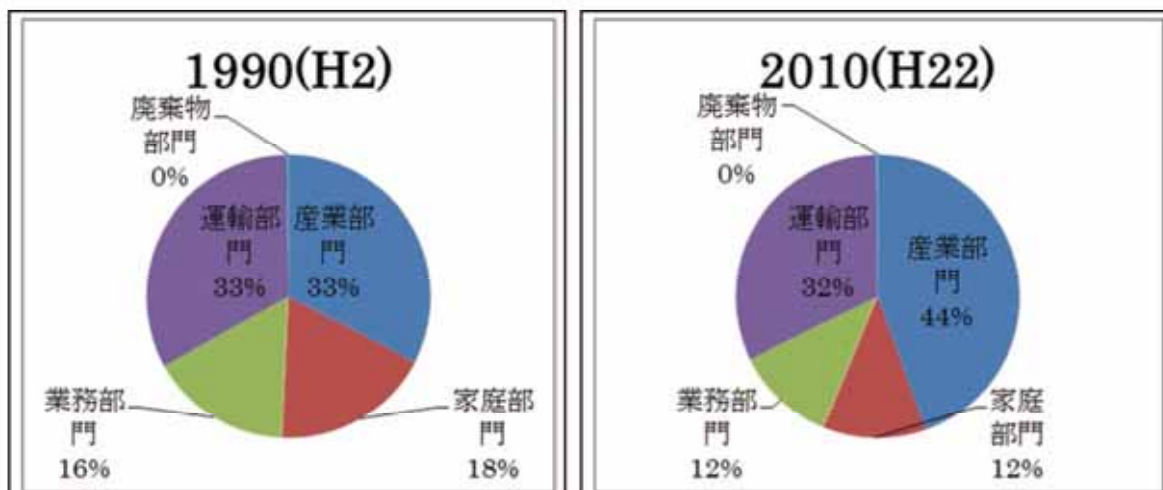


### 温室効果ガスの算定について

本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版 平成22年8月（環境省）」の手法に基づき、排出量の算定を行っています。

宇治田原町の総温室効果ガス排出量の分野別の割合を見ると、平成2(1990)年度では、運輸部門と産業部門がそれぞれ33%を占め、次いで家庭部門が18%となっています。平成22(2010)年度では、産業部門が全体の44%を占め、次いで運輸部門が32%となっています。全体の割合で産業部門が11%増える一方で、家庭部門が6%減少、業務部門が4%減少しています。

【表 5-5 分野別の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出割合】



## 5. 6 宇治田原町における温室効果ガス(二酸化炭素)の将来予測

宇治田原町における温室効果ガス(二酸化炭素)の排出の現状を踏まえ、将来の予測を行ないます。算出にあたっては「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版」に基づき行いました。

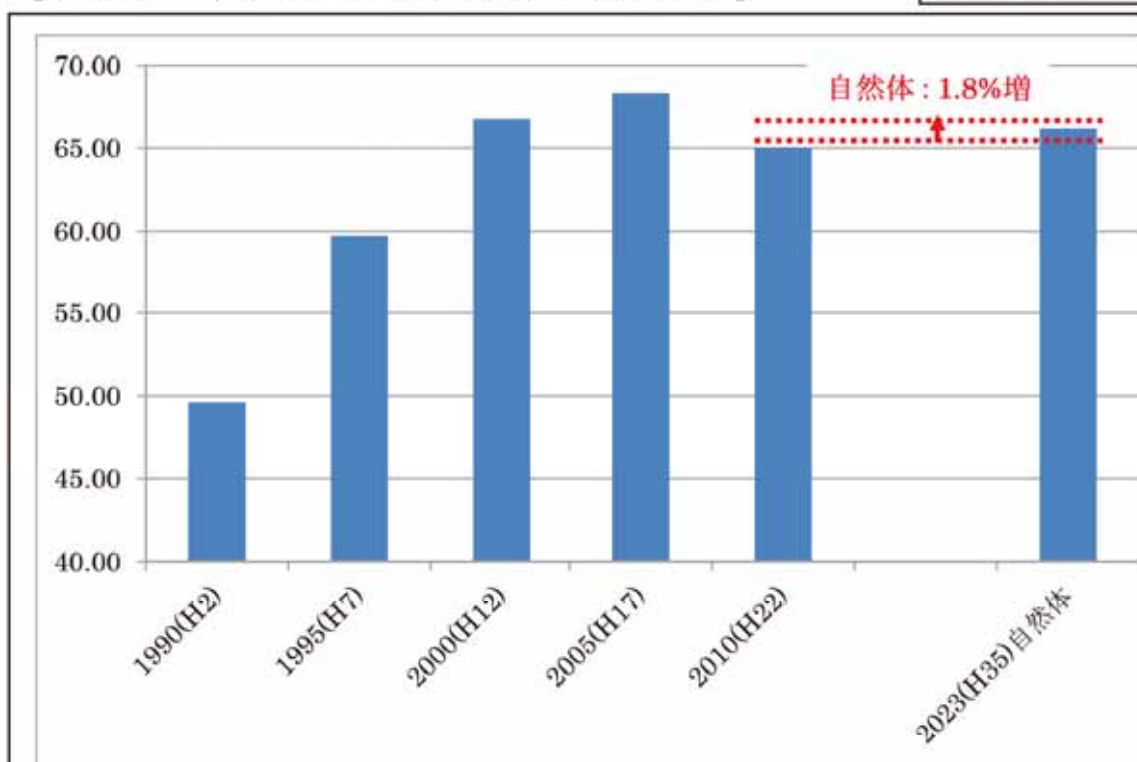
将来的な変化を自然体ケース(追加的な温暖化対策を実施せず、現状のまま推移した場合)で推計すると、平成35(2023)年度で66.17千t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度である平成22(2010)年度と比較して、1.8%の増加となります。

なお、排出量の現状及び推移を踏まえ、宇治田原町の削減目標は「第6章 数値目標の設定」に示しています。



【表 5-6 温室効果ガス（二酸化炭素）の将来予測】

単位：千t-CO<sub>2</sub>



## 5. 7 温室効果ガスの削減に向けた取組

ここでは、宇治田原町環境保全計画の取り組みの中で、とりわけ温室効果ガス削減対策にかかわりの深い取り組みを整理し、温室効果ガス削減に向けた各主体の具体的な行動を示します。

### ① エネルギーを効率的に利用しよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
節電を行います。 (例：エアコンの設定温度に気をつける。使わない照明はこまめに消す。テレビを省エネモードに設定。)	○	○	○
省エネルギー行動を行います。 (例：クールビズ。ウォームビズ。マイバック。)	○	○	○
節水を行います。 (例：雨水を水やりや洗車に利用。風呂水の再利用。節水製品の利用。)	○	○	○
環境マネジメントシステムに取組みます。 (例：ISO や KES の取得。)		○	○

省エネルギー製品を積極的に導入します。 (例：高効率照明(LED等)。高効率給湯器(エコキュート等))	○	○	○
再生可能エネルギーを積極的に導入します。 (例：太陽光発電システム、薪ストーブの利用。)	○	○	○

## ② 地域の自然を大切にしよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
緑化を行います。 (例：緑のカーテン。敷地内に草木を育てる。)	○	○	○
森林や農地の保全を行います。 (例：森林の下刈りや間伐。広葉樹の植栽。)	○	○	○
地元産農林作物を積極的に利用します。	○	○	○
自然を守り育てるイベントを行います。 (例：自然観察会。農林イベント。モデルフォレスト。)	○	○	○
自然を守り育てるイベントに参加します。	○	○	○

## ③ 資源を大切にしよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
食品ごみの減量を行います。 (例：生ごみの水切り。食べ残しはしない。エコクッキング。生ごみのたい肥化。)	○	○	○
マイバック、マイ箸、マイボトル、マイカップを持参します。	○	○	○
ごみはルールに従い分別、処理します。	○	○	○
リサイクル(再生利用)を行います。 (例：古紙集団回収。天ぷら油の回収。フリーマーケット。)	○	○	○
リユース(再使用)を行います。 (例：使い捨て製品を控える。ミスコピーの再使用。)	○	○	○
必要なものを必要な分だけ購入します。	○	○	○
環境に配慮した製品を選びます。 (例：環境ラベルの表示された製品を購入。)	○	○	○

④ 地球にやさしい交通について考えよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
エコドライブを行います。 (例：アイドリングストップ。急発進や急ブレーキをしない。)	○	○	○
自動車の利用を控えます。 (例：公共交通機関の利用。徒歩や自転車での移動。)	○	○	○
エコカーを積極的に導入します。 (例：ハイブリッド車や電気自動車などの低燃費、低公害車を導入。)	○	○	○

**コラム25 「わたしのエコ行動宣言」とは**

宇治田原町では、「エコパートナーシップうじたわら」と連携して、環境にやさしい社会の実現をめざし、一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を推進するため、「わたしのエコ行動宣言」登録者を募集しています。エコ行動の実践に参加してみませんか。

【わたしのエコ行動宣言の内容】

- |                              |
|------------------------------|
| ① 使用していない部屋のあかりは、こまめに消します。   |
| ② テレビを見ていない時は、主電源を節約します。     |
| ③ 外気や太陽光を、室温調整にうまく利用します。     |
| ④ 冷蔵庫の詰め過ぎや、扉の無駄な開閉を控えます。    |
| ⑤ 食材は無駄なく買って、使い切ります。         |
| ⑥ 魔法瓶などの、保温器具を上手に利用します。      |
| ⑦ 食器は余分な汚れを拭き取ってから、洗います。     |
| ⑧ ごみの分別を、きちんとします。            |
| ⑨ 使い捨て商品を利用しないなど、ごみの減量に努めます。 |
| ⑩ マイバッグ、マイ箸などを使います。          |
| ⑪ 洗濯はまとめて洗います。               |
| ⑫ 風呂の残り湯を、有効に利用します。          |
| ⑬ 入浴時や、食器洗いの時などに節水をします。      |
| ⑭ リサイクル品等、環境にやさしい商品を購入します。   |
| ⑮ 省エネに配慮した製品を購入します。          |
| ⑯ 駐停車中は、アイドリングをストップします。      |
| ⑰ 車の運転時には、急ブレーキや急発進をしません。    |
| ⑱ カーエアコンの使用は、控えめにします。        |



## 第6章 数値目標の設定

本計画では、「住民」「事業者」「行政」の取り組みのうち客観的数値で把握可能な項目を「環境指標」として抜き出し、計画期間中（平成26年度から平成35年度まで）に達成すべき目標として設定します。

また、計画期間の中間年では、社会環境の変化などに応じて、実効性や進行管理の強化などに視点を置き、内容の見直しも含めて検証を行います。

（現状数値設定の考え方）

現状数値については平成24年度実績を基本とする。ただし、平成24年度の数値把握が困難な場合等は、数値把握が可能な直近年等を基準年度とする。

### ◆数値目標◆

NO	環境指標	数値目標		主体	関連する基本目標と温室効果ガス削減に向けた取り組み ※
		現状数値	目標数値 (H35)		
1	薪ストーブ設置費補助制度利用総数	3基	33基	住民 事業者	1-1・4-1・温室
2	森林施業面積(10年間の合計面積)	35ha	350ha	事業者 行政	1-1・温室
3	環境学習会等参加者数	317人	400人	住民・事業者	1-1・1-3・5-1・温室
4	担い手認定農業者数	39人	40人	事業者	1-2
5	低燃費・低公害車購入率 【公共】	100%	100%	行政	2-1・4-1・温室
6	自動車燃料使用量 (削減率)【公共】	31,795ℓ (100%)	30,205ℓ (95%)	行政	2-1・4-1・温室
7	下水道整備面積	132ha	330ha	行政	2-2
8	汚水衛生処理率	72%	90%	住民・事業者	2-2
9	クリーンキャンペーン参加人数	2,659人 (H22年)	3,000人	住民 事業者	2-2・2-3・2-4・5-2
10	まちをきれいにする推進員数	110人	130人	住民	2-4・温室
11	生ごみ処理機・雨水タンク購入補助制度利用台数	297台	350台	住民	3-1・温室
12	1人当たりの1日ごみ量 (減少率)	641g (100%)	576g (90%)	住民	3-1・温室

13	年間ごみ排出量（減少率）	2,292 t (100%)	2,062 t (90%)	住民	3-1・温室
14	廃食油回収量	2,062 ㍓ (100%)	2,268 ㍓ (110%)	住民	3-1・温室
15	エコ推進員数	34 人	50 人	住民	3-1・5-2・温室
16	ガス使用量（削減率） 【公共】	3,536 m <sup>3</sup> (100%)	3,359 m <sup>3</sup> (95%)	行政	4-1・温室
17	電気使用量（1世帯当たり削減率）	8,604kwh (100%)	8,173kwh (95%)	住民	4-1・温室
18	太陽光発電パネル設置箇所数【公共】	5 施設	8 施設	行政	4-1・温室
19	太陽光発電量【公共】	45.5kw	70kw	行政	4-1・温室
20	グリーン購入率【公共】	89.6%	100%	行政	4-2・温室
21	地球温暖化防止活動推進員登録者数	5 人	10 人	住民	4-2・温室
22	温室効果ガス排出量（削減率）【公共】	587t-CO <sub>2</sub> (100%)	557t-CO <sub>2</sub> (95%)	行政	4-2・温室
23	温室効果ガス排出量（削減率）【区域】	64.99 千 t-CO <sub>2</sub> (100%) (H22 年)	61.74 千 t-CO <sub>2</sub> (95%)	住民 事業者 行政	4-2・温室
24	「エコ行動宣言」登録者数	50 人	100 人	住民	4-2・5-2・温室
25	エコパートナーシップうじたわら会員数（個人・団体）	121 人	150 人	住民 事業者	5-2・温室

※ 関連する基本目標と温室効果ガス削減に向けた取り組み

1-1：豊かな緑を守り育てよう                      1-2：農地を守り育てよう

1-3：自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

2-1：きれいな空気を大切にしよう              2-2：きれいな水を確保しよう

2-3：快適でやすらぎのある暮らしを守ろう

2-4：ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

3-1：ごみを減らし、資源化を進めよう

4-1：エネルギーを大切にしよう              4-2：地球にやさしい行動に努めよう

5-1：環境について学習しよう

5-2：協働で環境にやさしいまちをつくろう

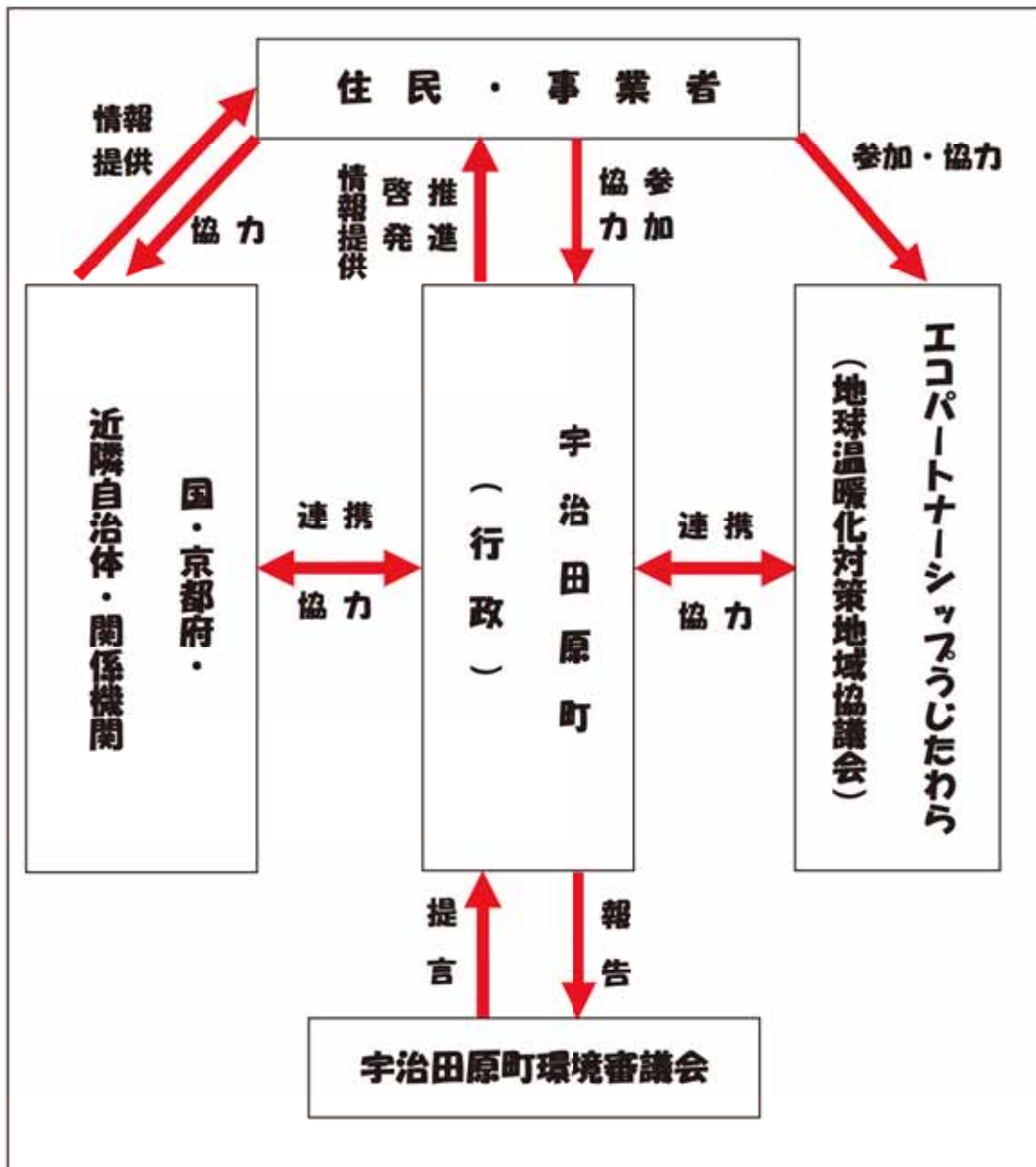
温室：温室効果ガスの削減に向けた取り組み

# 第7章 計画の推進

## 7. 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政のそれぞれの主体が連携し、取組を進めていくことが重要です。このため、以下のような推進体制をとり、各主体が互いに連携することによって、本計画を効率的に推進します。

【表 7-1 推進体制図】



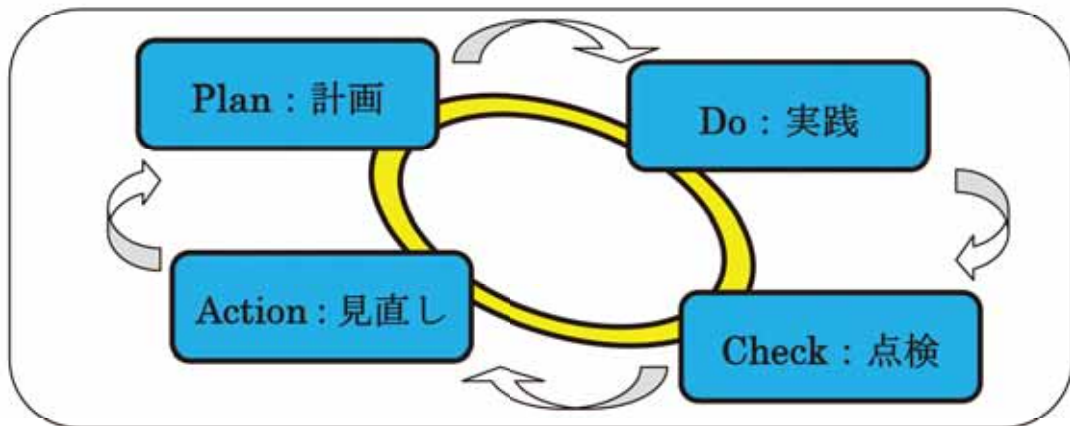


## 7. 2 計画の進行管理

本計画では、望ましい環境像の実現に向けた各主体の取り組みを示していますが、その実効性を確保するためには定期的に計画の進捗状況を把握し、把握した情報を広く公開するとともに、取り組みの効果や結果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに措置を講じる必要があります。

そこで、本計画の進行管理にあたっては、計画（Plan）⇒実践（Do）⇒点検（Check）⇒見直し（Action）という繰り返しの中で継続的な改善を行う PDCA サイクルに基づいて行います。

【表 7-2 PDCA サイクル】



## 資料編

### 資料1 計画の策定経緯

### 資料2 委員名簿

### 資料3 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の算定方法

### 資料4 関連するデータ等

- 4-1 人口・世帯数の動向
- 4-2 産業別就業者数の状況
- 4-3 農家戸数の推移
- 4-4 事業所数等の推移
- 4-5 従業者規模別事業所数と従業者数
- 4-6 商業(事業所数・従業所数と年間商品販売額)の推移
- 4-7 所有別森林面積と蓄積の推移
- 4-8 経営耕地面積の推移
- 4-9 茶園面積の推移
- 4-10 家庭ごみ収集量の推移
- 4-11 資源回収量(古紙類・古布)の推移
- 4-12 使用電力量等の推移
- 4-13 大気質調査結果の推移
- 4-14 河川水質調査結果の推移

### 資料5 用語解説

数字・アルファベット

- ア 行
- カ 行
- サ 行
- タ 行
- ナ 行
- ハ 行
- マ 行
- ヤ 行
- ラ 行

## 資料1 計画の策定経緯

年月日	項目	内容
平成25年3月18日	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全計画の策定について諮問</li> <li>・現行計画の概要と取組状況</li> </ul>
平成25年5月9日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の概要と取組状況</li> <li>・第1章 計画の基本的事項について</li> <li>・第2章 宇治田原町の環境を取り巻く状況について</li> <li>・第3章 宇治田原町環境保全計画の基本構成について</li> </ul>
平成25年6月27日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章 各環境分野における基本目標と取組みについて</li> </ul>
平成25年8月11日	住民座談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の環境保全について思うこと(10年後の将来像等)</li> </ul>
平成25年8月11日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章 各環境分野における基本目標と取組みについて</li> </ul>
平成25年10月3日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)について</li> <li>・第6章 数値目標の設定について</li> <li>・第7章 計画の推進について</li> </ul>
平成25年11月28日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期環境保全計画(素案)について</li> </ul>
平成26年1月6日～ 平成26年2月5日	パブリックコメント (住民意見募集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施</li> </ul>
平成26年2月28日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・環境保全計画案について</li> </ul>
平成26年2月28日	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会から答申</li> </ul>
平成26年3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全計画の策定</li> </ul>



## 資料2 委員名簿

### (1) 宇治田原町環境審議会委員

北川 秀樹 (会長)	阪本 伊三雄 (副会長)
浅田 清晴	芦原 昇
今西 峰和	田和 弘子
露木 喜代美	

### (2) 宇治田原町環境保全計画策定委員会委員

北川 秀樹 (会長)	芦原 昇 (副会長)
阪本 伊三雄	今西 峰和
露木 喜代美	奥村 友章
小竹 康樹	辻井 和文
武光 八重子	中田 博美
山中 茂治	

## 資料3 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の算定方法

各部門における温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量の算定は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版(平成22年8月 環境省)」に基づき、本町の特性を踏まえた上で設定しています。

		計算式
産業部門	農林水産業	京都府の農林水産業炭素排出量÷京都府の従業者数×宇治田原町の従業者数×排出係数(44÷12)
	建設業・鉱業	京都府の建設業・鉱業炭素排出量÷京都府の従業者数×宇治田原町の従業者数×排出係数(44÷12)
	製造業	京都府の製造業炭素排出量÷京都府の製造品出荷額等×宇治田原町の製造品出荷額等×排出係数(44÷12)
家庭部門		京都府の家庭部門炭素排出量÷京都府の世帯数×宇治田原町の世帯数×排出係数(44÷12)
業務部門		京都府の業務部門炭素排出量÷京都府の床面積×宇治田原町の床面積×排出係数(44÷12)
運輸部門	自動車	京都府の自動車車種別炭素排出量÷京都府の自動車車種別保有台数×宇治田原町の自動車保有台数×排出係数(44÷12)
廃棄物		宇治田原町の焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×排出係数(2.29)÷1000

出典：地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版

#### 資料4 関連するデータ等

【資料4-1】人口・世帯数の動向

(推計)

	世帯数(戸)	人口(人)			一世帯当たり人口(人)
		総数	男	女	
昭和35年	1,536	7,937	3,954	3,983	5.17
昭和45年	1,535	6,991	3,480	3,511	4.55
昭和55年	1,668	7,180	3,560	3,620	4.30
平成2年	2,058	8,316	4,123	4,193	4.04
平成12年	2,681	9,840	4,805	5,035	3.67
平成17年	2,929	10,060	4,913	5,147	3.43
平成22年	3,097	9,711	4,798	4,913	3.14
平成23年	3,133	9,656	4,783	4,873	3.08
平成24年	3,160	9,564	4,744	4,820	3.03

資料：宇治田原町統計書

【資料4-2】産業別就業者数の状況

	平成12年		平成17年		平成22年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第1次産業	431	9.0	400	8.0	414	8.6
第2次産業	1,610	33.9	1,562	31.2	1,589	32.9
第3次産業	2,715	57.1	3,012	60.2	2,821	58.5
分類不能の産業	-	-	29	0.6	-	-
合計	4,756	100.0	5,003	100.0	4,824	100.0

資料：宇治田原町統計書

【資料4-3】農家戸数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
農家戸数(A)	719	697	616	528	504
登録世帯(B)	2,058	2,313	2,783	3,097	3,312
農家世帯比率(A/B)	34.9	30.1	22.1	17.1	15.2

資料：宇治田原町統計書

【資料４－４】事業所数等の推移

		平成 3 年	平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年	平成 21 年	
総数	事業所数	507	499	464	428	484	
	従業者数	4,060	4,756	4,707	4,682	5,458	
民 営	個人	事業所数	334	300	253	223	216
		従業者数	1,172	984	774	705	658
	法人	事業所数	148	171	186	180	245
		従業者数	2,625	3,453	3,777	3,686	4,522
	うち 会社	事業所数	116	139	156	146	209
		従業者数	2,380	3,242	3,603	3,458	4,235
	法人でない 団体	事業所数	2	3	2	2	・
		従業者数	3	4	5	46	・
国及び地方公共 団体	事業所数	23	25	23	22	21	
	従業者数	260	315	151	275	272	

資料：宇治田原町統計書

【資料４－５】従業者規模別事業所数と従業者数

		平成 3 年	平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年	平成 21 年
総数	事業所数	484	474	441	406	463
	従業者数	3,800	4,441	4,556	4,407	5,186
1～4 人	事業所数	314	292	272	244	269
	従業者数	675	638	648	565	586
5～9 人	事業所数	100	90	79	73	102
	従業者数	2,380	3,242	3,603	452	662
10～29 人	事業所数	49	66	59	53	68
	従業者数	832	1,135	914	876	1,138
30 人以上	事業所数	21	26	31	36	42
	従業者数	1,635	2,084	2,481	2,514	3,072

資料：宇治田原町統計書



【資料４－６】商業（事業所数・従業者数と年間商品販売額）の推移

		平成 9 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
総数	商店数	149	134	129	132
	従業者数（人）	773	646	891	869
	年間販売額（万円）	2,314,267	2,565,256	2,603,836	2,354,947
卸売業	商店数	29	25	32	38
	従業者数（人）	118	71	161	170
	年間販売額（万円）	358,551	269,746	329,159	271,989
小売業	商店数	120	109	97	94
	従業者数（人）	655	575	730	699
	年間販売額（万円）	1,955,716	2,295,510	2,274,677	2,082,958
	売場面積（㎡）	5,091	5,826	9,025	11,249

資料：宇治田原町統計書

【資料４－７】所有別森林面積と蓄積の推移

単位：㊦、㎡

		平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年
総数	面積	4,397	4,397	4,407	4,405	4,385
	蓄積	898,787	909,614	950,799	994,895	1,006,824
国有林	面積	70	70	70	-	-
	蓄積	12,393	12,393	12,393	-	-
公有林	面積	108	108	108	108	108
	蓄積	18,792	19,220	20,827	20,957	22,173
私有林	面積	4,219	4,218	4,230	4,298	4,276
	蓄積	867,602	877,939	917,579	973,938	984,651

資料：宇治田原町統計書

【資料４－８】経営耕地面積の推移

年度	農地面積計(㊦)	田		畑		樹園地	
		農家数	面積(㊦)	農家数	面積(㊦)	農家数	面積(㊦)
平成 7 年	392	658	187	243	18	385	187
平成 12 年	357	576	163	272	28	275	166
平成 17 年	254	245	98	42	5	183	151
平成 22 年	259	227	96	53	7	148	148

資料：宇治田原町統計書

【資料４－９】茶園面積の推移

		平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年
面積 (ha)	総数	232.9	232.6	233.3	235.2	272.6
	成木園	229.8	229.1	227.6	230.1	252.7
	未成	2.8	2.1	3.7	3.7	3.8
	木園	0.3	1.4	2.0	1.4	16.1

資料：宇治田原町統計書

【資料４－１０】家庭ごみ収集量の推移

	処理人口(人)	年間収集量(t)		一日平均収集量 (t)	一日一人当たりの 排出量(g)
平成 15 年	10,327	可燃物	2,169	5.93	574
		不燃物	686		
平成 16 年	10,262	可燃物	1,941	5.32	518
		不燃物	617		
平成 17 年	10,209	可燃物	1,767	4.84	474
		不燃物	672		
平成 18 年	10,184	可燃物	1,820	4.99	490
		不燃物	697		
平成 19 年	10,262	可燃物	1,818	4.97	489
		不燃物	818		
平成 20 年	10,162	可燃物	1,753	4.80	472
		不燃物	647		
平成 21 年	10,029	可燃物	1,598	4.38	437
		不燃物	656		
平成 22 年	9,957	可燃物	1,594	4.37	439
		不燃物	609		
平成 23 年	9,903	可燃物	1,633	4.46	450
		不燃物	634		
平成 24 年	9,807	可燃物	1,630	4.47	456
		不燃物	662		

資料：宇治田原町統計書

【資料４－１１】資源回収量（古紙類・古布）の推移

単位：kg

	新聞	雑誌	段ボール	古布	合計
平成 15 年	168,500	79,380	43,200	4,360	295,440
平成 16 年	215,290	115,480	73,680	7,060	411,510
平成 17 年	262,870	161,890	137,890	8,910	571,560
平成 18 年	280,930	176,590	148,770	7,900	614,190
平成 19 年	270,890	167,320	137,670	8,710	584,590
平成 20 年	257,572	177,590	127,370	8,337	570,869
平成 21 年	246,775	191,477	119,062	9,060	566,374
平成 22 年	250,530	175,100	122,330	13,650	561,610
平成 23 年	249,630	186,000	126,420	20,330	582,380
平成 24 年	245,290	191,170	112,070	23,230	571,760

資料：宇治田原町統計書

【資料４－１２】使用電力量等の推移

年度	電力量（千kwh）		
	電灯	電力	電灯・電力計
平成 19 年	25,637	6,172	31,809
平成 20 年	25,806	5,782	31,588
平成 21 年	25,955	5,852	31,807
平成 22 年	27,796	5,939	33,735
平成 23 年	26,957	5,701	32,658
平成 24 年	26,686	5,268	31,954

(特定規模需要を除く) 資料：関西電力㈱

【資料４－１３】大気質調査結果の推移

	環境基準	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
NO2(ppm)	0.04-0.06 以下	0.018	0.013	0.015	0.016	0.014
CO(ppm)	10 以下	0.2	0.4	0.1	0.3	0.3
SO2(ppm)	0.04 以下	0.004	0.003	0.003	0.002	0.004
SPM(mg/m <sup>3</sup> )	0.10 以下	0.014	0.014	0.022	0.017	0.014

資料：建設・環境課



【資料４－１４】河川水質調査結果の推移

(1)田原川 湯屋谷橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.8	1.5	0.8	0.9	1.0
PH(ph)	6.5～8.5	7.7	7.5	7.7	7.3	7.3
SS(mg/L)	25以下	3.0	1.0以下	1.0以下	1.0	1.0
DO(mg/L)	7.5以上	10.0	1.0	9.1	12.0	11.0

(2)田原川 宇治田原工業団地放流先

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.5	2.3	0.9	1.5	1.0
PH(ph)	6.5～8.5	7.4	7.3	7.7	7.4	7.4
SS(mg/L)	25以下	2.5	1.0	1.0以下	2.0	2.0
DO(mg/L)	7.5以上	9.5	10.0	9.3	12.0	11.0

(3)田原川 塩谷橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	2.0	3.0	1.7	3.7	2.9
PH(ph)	6.5～8.5	7.7	7.8	7.8	7.5	7.5
SS(mg/L)	25以下	3.5	2.5	2.0	3.0	2.0
DO(mg/L)	7.5以上	9.5	11.0	10.1	11.0	11.0

(4)田原川 山下橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.9	1.0	0.8	1.5	1.6
PH(ph)	6.5～8.5	7.6	7.6	7.4	7.5	7.2
SS(mg/L)	25以下	21.0	1.0	1.0以下	3.0	1.0
DO(mg/L)	7.5以上	10.0	11.0	10.8	11.0	10.0

(5)田原川 維中2号橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.6	1.9	0.9	1.2	1.4
PH(ph)	6.5～8.5	7.9	7.9	7.6	7.6	7.8
SS(mg/L)	25以下	6.0	4.5	1.0	1.0	2.0
DO(mg/L)	7.5以上	11.0	11.0	10.3	9.0	11.0

## (6)田原川 荒木橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.3	0.9	0.8	1.5	1.2
PH(ph)	6.5~8.5	7.5	7.5	7.9	7.6	7.6
SS(mg/L)	25以下	2.5	2.0	1.5	8.0	2.0
DO(mg/L)	7.5以上	10.0	10.0	9.4	10.0	11.0

## (7)田原川 浄水場上流

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.1	0.6	1.0以下	1.3	1.0
PH(ph)	6.5~8.5	7.1	7.2	7.2	7.0	7.2
SS(mg/L)	25以下	7.0	1.5	3.5	9.0	3.0
DO(mg/L)	7.5以上	10.0	11.0	9.9	10.0	11.0

## (8)塩谷川 立川通学路線

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	3.9	3.5	2.7	20.0	11.0
PH(ph)	6.5~8.5	7.8	7.9	8.1	7.3	7.3
SS(mg/L)	25以下	6.0	5.0	5.0	14.0	6.0
DO(mg/L)	7.5以上	10.0	10.0	10.0	10.0	12.0

## (9)城土川 青木亭下流

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	2.7	1.8	0.6	2.2	0.9
PH(ph)	6.5~8.5	7.4	7.3	7.7	7.3	7.5
SS(mg/L)	25以下	3.0	1.0以下	1.0以下	3.0	1.0
DO(mg/L)	7.5以上	9.5	10.0	10.8	11.0	10.0

## (10)禅定寺川 富ノ門橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.0	0.8	0.6以下	1.2	0.9
PH(ph)	6.5~8.5	7.7	7.4	7.7	7.4	7.3
SS(mg/L)	25以下	1.5	2.0	1.5以下	2.0	1.0
DO(mg/L)	7.5以上	11.0	11.0	10.0	11.0	10.0

## (11)大導寺川 国道307号線 立川橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.1	1.1	0.9	0.7	1.2
PH(ph)	6.5~8.5	7.8	7.6	7.6	7.4	7.4
SS(mg/L)	25以下	1.5	1.0	1.0	1.0	7.0
DO(mg/L)	7.5以上	11.0	11.0	10.4	11.0	10.0

## (12)賛田谷川 村路宅裏

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	1.9	0.8	0.6以下	0.9	1.2
PH(ph)	6.5~8.5	8.0	7.1	7.4	6.9	7.1
SS(mg/L)	25以下	68.0	8.0	1.5	10.0	39.0
DO(mg/L)	7.5以上	10.0	10.0	8.6	11.0	10.0

## (13)犬打川 国道307号線 犬打橋

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	0.8	0.6	0.25以下	0.8	1.5
PH(ph)	6.5~8.5	6.5	6.4	6.7	7.2	6.6
SS(mg/L)	25以下	4.5	1.0以下	1.0以下	2.0	4.0
DO(mg/L)	7.5以上	8.8	9.4	8.5	9.0	9.0

## (14)門口川 蛭小橋下

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	0.9	0.6	0.25以下	1.3	0.8
PH(ph)	6.5~8.5	6.8	6.7	7.0	7.0	6.9
SS(mg/L)	25以下	1.0	1.0以下	1.0以下	20.0	0.0
DO(mg/L)	7.5以上	10.0	11.0	10.0	11.0	10.0

## (15)奥山田川 奥山田会館下

	生活環境基準	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
BOD(mg/L)	2以下	0.8	1.1	0.6以下	0.5	0.9
PH(ph)	6.5~8.5	7.8	7.8	8.0	7.6	7.4
SS(mg/L)	25以下	2.5	1.0	1.0	1.0	6.0
DO(mg/L)	7.5以上	11.0	12.0	10.2	12.0	11.0



(16)奥山田川 川尻橋

	生活環境基準	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
BOD(mg/L)	2 以下	1.0	0.9	0.6	0.6	1.0
PH(ph)	6.5~8.5	8.1	7.9	8.3	7.6	7.7
SS(mg/L)	25 以下	1.0	1.0	1.0 以下	2.0	1.0 以下
DO(mg/L)	7.5 以上	11.0	11.0	10.2	12.0	11.0

(17)里川 栢村橋

	生活環境基準	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
BOD(mg/L)	2 以下	1.1	0.8	0.6 以下	0.6	1.1
PH(ph)	6.5~8.5	8.1	8.1	7.7	7.8	7.7
SS(mg/L)	25 以下	13.0	1.0 以下	1.0 以下	1.0	7.0
DO(mg/L)	7.5 以上	11.0	12.0	8.9	13.0	11.0

(18)大福川 長尾橋

	生活環境基準	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
BOD(mg/L)	2 以下	0.8	1.0	0.6 以下	0.6	1.1
PH(ph)	6.5~8.5	7.6	7.6	7.6	7.2	7.5
SS(mg/L)	25 以下	2.5	1.5	1.0 以下	2.0	7.0
DO(mg/L)	7.5 以上	11.0	11.0	10.3	13.0	11.0

資料：宇治田原町統計書

## 資料5 用語解説

### 数字・アルファベット

#### ◆3R

「リデュース（ごみの発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再源化）」の頭文字を取ったもの。「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。「リフューズ」いらぬものを断る、「リペア」修理する、を分けて「4R」、「5R」という場合もあります。

#### ◆BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量のことで、水の汚れを示す指標として使われています。この数値が大きくなるほど、水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

#### ◆CO(一酸化炭素)

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車の排出ガスや火災、タバコなどが主な発生源である。

#### ◆CO2(二酸化炭素)

温室効果ガスの代表で、地球温暖化の最大の原因物質。主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼により発生し、常温常圧では無色、無臭の気体。水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。

#### ◆DO(溶存酸素量)

水に溶け込んでいる酸素の量をいい、この値が小さいほど有機汚濁が進んでいることを意味する。

#### ◆EV(電気自動車)

電気エネルギーで走る自動車のこと。走行中に排気ガスを出さず、CO2 排出量や騒音も少ない。

#### ◆KES

環境マネジメントシステムの規格の一つ。ISOと同じく認証制度を取っており、京都府の事業者を中心に、低コストで取り組みやすい環境マネジメントシステムとして普及している。宇治田原町でも平成17年度に認証取得し、環境保全の取り組みを進めています。

#### ◆LED

Light Emitting Diode の略で、日本語では発光ダイオードと訳されます。電圧をかけた際に発光する半導体素子のことで、電球や蛍光などに比べて消費電力が少なく、長寿命であることが特徴です。

#### ◆NO2(二酸化窒素)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質。主に石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨や光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質でもある。

**◆pH（水素イオン濃度指数）**

水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す単位のこと、pH 試験紙や pH 計などで簡易に測定できます。0 から 14 までの値をとり、7 を中性とし、それより大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性としています。

**◆PM2.5（微小粒子状物質）**

大気中に浮遊している直径が  $2.5\mu\text{m}$  以下の超微粒子のこと、大気汚染の原因物質の一つです。工場のばい煙や自動車の排ガスなどから発生するほか、土壌や火山の噴煙など自然に由来するものもあり、喫煙でも発生します。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの  $1/30$  程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

**◆SO<sub>2</sub>（二酸化硫黄）**

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる気体。主要な大気汚染物質のひとつであり、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨の原因物質でもある。

**◆SPM（浮遊粒子状物質）**

大気中に浮遊する粒径が 10 マイクロメートル以下の物質のこと、ディーゼル車の排ガス、工場のばい煙、道路の粉塵等が主な原因とされています。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こす原因とされています。浮遊粒子状物質のなかで、粒径  $2.5\mu\text{m}$  以下の小さなものを微小粒子状物質 (PM2.5) と呼んでいます。微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

**◆SS（浮遊物質量）**

水中に浮遊する直径 2 mm 以下の粒子状物質のこと、この物質が多いほど水の透明度が下がり、BOD とともに河川の汚濁の判断基準とされています。魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用があります。



## ア行

### ◆アイドリングストップ

大気汚染防止や地球温暖化防止を目的として、駐停車時や信号待ちの間に、自動車のエンジンを止めること。

### ◆ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度に設定し、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。

### ◆エコカー

エコカーとは「エコロジーカー」の略です。いわゆる環境に優しい車で、低燃費で走ることができる車や、ガソリンのかわりに電気など他の燃料を使う車のことです。

### ◆エコクッキング

環境のことを考えて「買い物」や「料理」、「片付け」をする調理方法のこと。例えば、米のとぎ汁を植木の肥料として利用、鍋からはみ出さないようにコンロの火加減を調整、普段捨てている食材で調理すること。

### ◆エコ推進員

一般廃棄物の減量のための町の施策への協力等の活動を行っており、地域の「ごみの減量・再資源化を推進するリーダー」として、町が委嘱しています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物減量等推進員として位置付けられています。

### ◆エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法のこと。アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うことで、燃料消費を節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

### ◆エコパートナーシップうじたわら

住民・事業者・行政が、参加・協働（パートナーシップ）により、環境にやさしい行動指針となる「宇治田原町環境保全計画」を推進していくため、平成16年11月29日に設立された組織。自然環境体験ハイキングやエコクッキング、環境美化運動の開催、会報誌の発行など様々な活動を通じて、環境保全活動の推進をしています。

### ◆温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放出して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがあります。

## カ行

### ◆外来生物

もともと日本にいなかった動植物種で、人間の活動により外国から入ってきた生物のこと。外来生物が他の種の捕食や生息場所を奪うことで在来種を圧迫し、生態系をかく乱することもみられます。

### ◆合併浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より処理能力は高く、河川水質へ与える影響は小さい。

### ◆環境基準

環境基本法により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関して、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもの。

### ◆環境保全協定

地方公共団体や住民が企業との間で交わす公害防止や環境保全に関する約束。法律の規制にとらわれず、地域の実情に応じた公害防止の目標値や、具体的な公害対策などを定めるもので、公害防止対策の手段として広く利用されています。

### ◆環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える悪影響を少なくするため、環境に関する方針を自ら設定し、その実現に向けて行う計画・実行・評価の一連の手続きのこと。代表的なものに ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 があります。

### ◆間伐

植林してある程度育った後、主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で伐採すること。間伐で出された木材を間伐材とよび、その有効利用が求められています。

### ◆京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書のこと。2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本では温室効果ガスの排出を1990年比で、3%削減することを義務付けています。

### ◆グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。平成13年4月からはグリーン購入法が施行され、国等の公的機関には環境負荷の低い製品・サービスを調達することが義務づけられ、地方公共団体にも努力義務が課せられている。

### ◆クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度に設定し、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

#### ◆高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器のこと。これらを利用することで、省エネや地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素を減らすことができ、地球環境保全への貢献に役立ちます。代表的なものには二酸化炭素冷媒ヒートポンプ（通称エコキュート）、潜熱回収型給湯器（通称エコジョーズ）、ガスエンジン給湯器（通称エコウィル）などがあります。

#### ◆コンポスト

家庭から排出される生ごみや下水及び浄化槽汚泥、家畜の糞尿などの有機物を微生物の働きによって分解させ、たい肥化したもの。

### サ行

#### ◆再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。例として、太陽光、風力、地熱、バイオマス等があります。

#### ◆里山

人里近くの雑木林を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や柴を切り、炭を焼き、落ち葉を集めて肥料にしたりしてきたが、現在は、生活様式が変わり、里山に入らなくなったため、適切な維持管理が困難となっている。近年、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっています。

#### ◆循環型社会

資源や物をできるだけ社会の中で循環（再使用、再生利用）させ、新たな資源の利用や廃棄物の発生を最小限にとどめた、環境負荷の少ない持続可能な社会のこと。

#### ◆水源涵養

森林が有している機能の一つで、雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するなどはたらきがあります。これにより、洪水の防止や渇水の緩和などの効果があり、水質の浄化にもつながっています。

#### ◆生物多様性

生物多様性とは、生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していることを指す。生きものの多様さとともに、その生息環境の多様さをも表す言葉として、生物多様性が使われるようになってきています。日本国内でも平成20年6月に生物多様性基本法が公布・施行され、生物の多様性を将来にわたり確保するための国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確に定め、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。



## 夕行

### ◆太陽光発電システム

太陽の光エネルギーをシリコンなどの半導体により、直接電気エネルギーに変換するもので、発電時に地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとされています。

### ◆地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止に当たっては、温室効果ガスの削減や森林の保全などが必要です。

### ◆地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体自らの事務事業から排出した温室効果ガスの削減と抑制等について行う行動計画のこと。

### ◆地球温暖化対策の推進に関する法律

温対法と略す。地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されている。

### ◆地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化防止の取り組みを進めるため、都道府県知事から委嘱された者。

### ◆地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費する取り組みのこと。食料自給率の向上に加え、輸送距離の短縮による環境負荷の軽減、安心できる産物の提供、地域の個性の増進、観光や産業の活性化といった効果が期待されています。

### ◆低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられます。

### ◆トレーサビリティ（生産履歴記載）

消費者が、安全・安心な農産物の提供を受けていることを確認できるように、個々の農産物の生産地、生産者、農薬と肥料の使用状況などの情報を記録し、消費者に提供するものであり、JAグループなどが全国的に進めている。生産履歴を確認する仕組みは、トレーサビリティシステムとも呼ばれています。

## ナ行

### ◆認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する制度。

### ◆ノーマイカーデー

通勤や通学等の自家用車による交通渋滞や大気汚染を改善するため、特定の曜日など決められた日に自動車に乗らないようにする運動のこと。

## ハ行

### ◆バイオディーゼル燃料

植物性油などの再生可能な資源から作られる軽油の代替燃料の総称。軽油と同様にディーゼルエンジンに使用することができる。CO<sub>2</sub>削減の手段として注目されている。宇治田原町でもゴミ収集車に活用しています。

### ◆バイオマス

もともとは生物体量のこと。今日では一般的に「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のこと。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがある。

### ◆廃食油

てんぷら油など食用油の使用後のものや、賞味期限の切れたものを廃食油という。

### ◆ハイブリッド車

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせることで走行する自動車のこと。それぞれの利点を組み合わせることで駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。ハイブリッドとは、英語で「2種類以上のものが混ざりあったもの」という意味です。

### ◆ヒートアイランド現象

都市部において、人工物の増加、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象。

### ◆フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されていましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン（CFC）」と呼んでいます。

## マ行

### ◆マイバック

消費者が買い物の際に持参する買い物袋などのこと。エコバッグとも呼ばれる。レジ袋を辞退することにより、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながることから、身近な環境活動の象徴的な運動として定着している。

### ◆マイボトル

ペットボトルや紙コップなどの飲料容器を削減するため、外出時に水筒や飲料ボトル(マイボトル)等を携帯する運動のこと。

### ◆マニフェスト制度

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、廃棄物の収集・運搬、処分の流れを事業者自らが把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保するための制度。産業廃棄物を処理業者に委託する事業者には義務付けられている。マニフェストは「産業廃棄物管理票」のこと。

### ◆緑のカーテン

主にゴーヤやアサガオ等のつる性植物のつるをロープ等に沿わせて作る天然のカーテンのこと。壁面や窓からの日射の遮断や、葉の蒸散作用によって室温を抑制する効果があり、冷房費の削減効果もあります。

### ◆木質バイオマス

木材からつくられる再生利用が可能なエネルギー源のこと。間伐材や建築廃材などを砕いた木くずや、小さく固めたペレットを燃やし、熱や蒸気を利用する。燃焼することで二酸化炭素が発生するが、成長する樹木に吸収されるため、CO<sub>2</sub>の排出が抑制され、地球温暖化防止に効果があるとされている。

### ◆モデルフォレスト

森林所有者、地域住民、企業と行政等が連携しながら、持続可能な地域づくりの実践活動として行う森林保全などの活動のこと。1992年に開催された地球サミットの際にカナダが提唱したことで活動が広がっています。京都でも、京都モデルフォレスト協会が、府民みんなで進める京都の森林づくり「京都モデルフォレスト運動」として、森林整備、木材の活用、森林生態系調査などの活動を推進しており、宇治田原町内の森林でもモデルフォレストの取組が行われています。



## ヤ行

### ◆野外焼却

廃棄物等を野外で焼却することをいいます。廃棄物処理法では一部例外を除き、廃棄物の焼却を禁止している。

### ◆有害鳥獣

法令による定義はないが、一般的に人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼすものをいう。鳥獣本来の食性により、人、家畜、農作物、樹木などを食害するものがほとんどである。

## ラ行

### ◆リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」ともいわれる。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）もそのひとつである。

### ◆リデュース

ごみを出さないことで、「ごみの発生抑制」ともいわれる。事業者では生産工程で出るごみを減らしたり、使い捨て製品の製造・販売等の自粛などがある。消費者としては、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない等のライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

### ◆リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、使用済み機器等をそのまま、もしくは修理等を施したうえで再び別の使用者が利用する「製品リユース」や、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」などが有名である。

### ◆レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと。危機を意味する赤い表紙からその名がある。宇治田原町でも平成18年3月に「宇治田原町環境生物研究会」の協力・監修のもと「宇治田原町の野生生物」としてレッドデータブックを作成した。



## 宇治田原町第2期環境保全計画

発行／平成26年3月

編集／宇治田原町 建設・環境課

〒610-0289

京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10

TEL 0774-88-6639 (直通)

FAX 0774-88-3231

<http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>